

八王子市指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営の基準に関する条例

平成26年9月24日

条例第47号

改正 平成27年3月27日条例第17号 平成28年3月7日条例第13号

平成29年3月28日条例第10号 平成30年3月27日条例第15号

目次

第1章 総則（第1条 第3条）

第2章 居宅介護、重度訪問介護、同行援護及び行動援護

第1節 基本方針（第4条）

第2節 人員に関する基準（第5条 第7条）

第3節 設備に関する基準（第8条）

第4節 運営に関する基準（第9条 第43条）

第5節 共生型障害福祉サービスに関する基準（第43条の2 第43条の4）

第6節 基準該当障害福祉サービスに関する基準（第44条 第48条）

第3章 療養介護

第1節 基本方針（第49条）

第2節 人員に関する基準（第50条・第51条）

第3節 設備に関する基準（第52条）

第4節 運営に関する基準（第53条 第76条）

第4章 生活介護

第1節 基本方針（第77条）

第2節 人員に関する基準（第78条 第80条）

第3節 設備に関する基準（第81条）

第4節 運営に関する基準（第82条 第93条）

第5節 共生型障害福祉サービスに関する基準（第93条の2 第93条の5）

第6節 基準該当障害福祉サービスに関する基準（第94条 第96条）

第5章 短期入所

第1節 基本方針（第97条）

第2節 人員に関する基準（第98条・第99条）

第3節 設備に関する基準（第100条）

第4節 運営に関する基準（第101条 第108条）

第5節 共生型障害福祉サービスに関する基準（第108条の2 第108条の4）

第6節 基準該当障害福祉サービスに関する基準（第109条・第110条）

第6章 重度障害者等包括支援

第1節 基本方針（第111条）

第2節 人員に関する基準（第112条・第113条）

第3節 設備に関する基準（第114条）

第4節 運営に関する基準（第115条 第121条）

第7章 自立訓練（機能訓練）

第1節 基本方針（第122条）

第2節 人員に関する基準（第123条・第124条）

第3節 設備に関する基準（第125条）

第4節 運営に関する基準（第126条 第129条）

第5節 共生型障害福祉サービスに関する基準（第129条の2 第129条の4）

第6節 基準該当障害福祉サービスに関する基準（第130条 第131条）

第8章 自立訓練（生活訓練）

第1節 基本方針（第132条）

第2節 人員に関する基準（第133条・第134条）

第3節 設備に関する基準（第135条）

第4節 運営に関する基準（第136条 第140条）

第5節 共生型障害福祉サービスに関する基準（第140条の2 第140条の4）

第6節 基準該当障害福祉サービスに関する基準（第141条 第142条）

第9章 就労移行支援

第1節 基本方針（第143条）

第2節 人員に関する基準（第144条 第146条）

第3節 設備に関する基準（第147条・第148条）

第4節 運営に関する基準（第148条の2 第153条）

第10章 就労継続支援A型

第1節 基本方針（第154条）

第2節 人員に関する基準（第155条・第156条）

第3節 設備に関する基準（第157条）

第4節 運営に関する基準（第158条 第166条）

第11章 就労継続支援B型

第1節 基本方針（第167条）

第2節 人員に関する基準（第168条）

第3節 設備に関する基準（第169条）

第4節 運営に関する基準（第170条・第171条）

第5節 基準該当障害福祉サービスに関する基準（第172条 第175条）

第12章 就労定着支援

第1節 基本方針（第175条の2）

第2節 人員に関する基準（第175条の3・第175条の4）

第3節 設備に関する基準（第175条の5）

第4節 運営に関する基準（第175条の6 第175条の12）

第13章 自立生活援助

第1節 基本方針（第175条の13）

第2節 人員に関する基準（第175条の14・第175条の15）

第3節 設備に関する基準（第175条の16）

第4節 運営に関する基準（第175条の17 第175条の20）

第14章 共同生活援助

第1節 基本方針（第176条）

第2節 人員に関する基準（第177条・第178条）

第3節 設備に関する基準（第179条）

第4節 運営に関する基準（第180条 第192条）

第5節 日中サービス支援型指定共同生活援助

第1款 趣旨及び基本方針（第192条の2・第192条の3）

第2款 人員に関する基準（第192条の4・第192条の5）

第3款 設備に関する基準（第192条の6）

第4款 運営に関する基準（第192条の7 第192条の11）

第6節 外部サービス利用型指定共同生活援助

第1款 趣旨及び基本方針（第193条・第194条）

第2款 人員に関する基準（第195条・第196条）

第3款 設備に関する基準（第197条）

第4款 運営に関する基準（第198条 第203条）

第15章 多機能型に関する特例(第204条・第205条)

第16章 離島その他の地域における基準該当障害福祉サービスに関する基準(第206条 第210条)

第17章 雑則(第211条)

附則

第1章 総則

(趣旨)

第1条 この条例は、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成17年法律第123号。以下「法」という。)第30条第1項第2号イ、第41条の2第1項第1号及び第2号並びに第43条第1項及び第2項の規定に基づき、八王子市における指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営の基準を定めるものとする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 利用者 障害福祉サービスを利用する障害者及び障害児をいう。
- (2) 支給決定障害者等 法第5条第23項に規定する支給決定障害者等をいう。
- (3) 支給決定 法第19条第1項に規定する支給決定をいう。
- (4) 支給量 法第22条第7項に規定する支給量をいう。
- (5) 受給者証 法第22条第8項に規定する受給者証をいう。
- (6) 支給決定の有効期間 法第23条に規定する支給決定の有効期間をいう。
- (7) 指定障害福祉サービス 法第29条第1項に規定する指定障害福祉サービスをいう。
- (8) 指定障害福祉サービス等 法第29条第1項に規定する指定障害福祉サービス等をいう。
- (9) 指定障害福祉サービス事業者 法第29条第1項に規定する指定障害福祉サービス事業者をいう。
- (10) 指定障害福祉サービス事業者等 法第29条第2項に規定する指定障害福祉サービス事業者等をいう。
- (11) 指定障害福祉サービス等費用基準額 指定障害福祉サービス等につき法第29条第3項第1号に規定する厚生労働大臣が定める基準により算定した費用の額(その額が現に当該指定障害福祉サービス等に要した費用(特定費用(法第29条第1項に規定

する特定費用をいう。以下同じ。)を除く。)の額を超えるときは、当該現に指定障害福祉サービス等に要した費用の額)をいう。

(12) 法定代理受領 法第29条第4項の規定により支給決定障害者等が指定障害福祉サービス事業者に支払うべき指定障害福祉サービスに要した費用(特定費用を除く。)について、介護給付費又は訓練等給付費として当該支給決定障害者等に支給すべき額又は法第70条第2項において準用する法第58条第5項の規定により支給決定障害者(法第19条第1項の規定により支給決定を受けた障害者をいう。以下同じ。)が指定障害福祉サービス事業者に支払うべき指定療養介護医療に要した費用について、療養介護医療費として当該支給決定障害者に支給すべき額の限度において、当該支給決定障害者等に代わり、当該指定障害福祉サービス事業者を支払われることをいう。

(13) 利用者負担額 指定障害福祉サービス等費用基準額から当該指定障害福祉サービス等につき支給された介護給付費又は訓練等給付費の額を控除して得た額及び障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行令(平成18年政令第10号。以下「政令」という。)第42条の2により読み替えられた法第58条第3項第1号に規定する指定療養介護医療(以下「指定療養介護医療」という。)につき健康保険の療養に要する費用の額の算定方法の例により算定した額又は法第70条第2項において準用する法第58条第4項に規定する厚生労働大臣の定めるところにより算定した額から当該指定療養介護医療につき支給すべき療養介護医療費を控除して得た額の合計額をいう。

(14) 基準該当障害福祉サービス 法第30条第1項第2号に規定する基準該当障害福祉サービスをいう。

(15) 多機能型 第77条に規定する指定生活介護の事業、第122条に規定する指定自立訓練(機能訓練)の事業、第132条に規定する指定自立訓練(生活訓練)の事業、第143条に規定する指定就労移行支援の事業、第154条に規定する指定就労継続支援A型の事業及び第167条に規定する指定就労継続支援B型の事業並びに児童福祉法に基づく指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準(平成24年厚生労働省令第15号。以下「指定通所支援基準」という。)第4条に規定する指定児童発達支援の事業、指定通所支援基準第55条に規定する指定医療型児童発達支援の事業、指定通所支援基準第65条に規定する指定放課後等デイサービスの事業、指定通所支援基準第71条の7に規定する指定居宅訪問型児童発達支援の事業及び指定通所支援基準第72条に規定する指定保育所等訪問支援の事業のうち2以上の事業を一体的に行う

こと（指定通所支援基準に規定する事業のみを行う場合を除く。）をいう。

- 2 前項に掲げるもののほか、この条例において使用する用語は、法において使用する用語の例による。

（指定障害福祉サービス事業者の一般原則）

第3条 指定障害福祉サービス事業者（第3章、第4章及び第7章から第14章までに掲げる事業を行うものに限る。）は、利用者の意向、適性、障害の特性その他の事情を踏まえた計画（以下「個別支援計画」という。）を作成し、当該個別支援計画に基づき利用者に対して指定障害福祉サービスを提供するとともに、当該指定障害福祉サービスの効果について継続的な評価を実施することその他の措置を講ずることにより利用者に対して適切かつ効果的に指定障害福祉サービスを提供しなければならない。

- 2 指定障害福祉サービス事業者は、利用者又は当該利用者である障害児の保護者の意思及び人格を尊重し、常に当該利用者又は利用者である障害児の保護者の立場に立って指定障害福祉サービスを提供するよう努めなければならない。

- 3 指定障害福祉サービス事業者は、利用者の人権の擁護、虐待の防止等のため、責任者の設置その他の必要な体制の整備を行うとともに、従業者に対し、研修の実施その他の必要な措置を講じなければならない。

- 4 指定障害福祉サービス事業者は、利用者の権利の保護のため必要があると認められる場合には、関係機関と連携し、成年後見制度の利用を支援するよう努めなければならない。

- 5 指定障害福祉サービス事業者は、障害者の雇用の促進等に関する法律（昭和35年法律第123号）の趣旨を尊重し、障害者の雇用確保及び労働環境の整備に努めなければならない。

- 6 指定障害福祉サービス事業者は、その事業活動を通じて障害者就労施設等（国等による障害者就労施設等からの物品等の調達の推進等に関する法律（平成24年法律第50号）第2条第4項に規定する障害者就労施設等をいう。）の受注機会の増大に協力するよう努めなければならない。

第2章 居宅介護、重度訪問介護、同行援護及び行動援護

第1節 基本方針

（基本方針）

第4条 居宅介護に係る指定障害福祉サービス（以下この章において「指定居宅介護」という。）の事業は、利用者が居宅において自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、当該利用者の身体その他の状況及び置かれている環境に応じて、入浴、排せつ及

び食事等の介護、調理、洗濯及び掃除等の家事並びに生活等に関する相談及び助言その他の生活全般にわたる援助を適切かつ効果的に行うものでなければならない。

- 2 重度訪問介護に係る指定障害福祉サービスの事業は、利用者が居宅において自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、当該利用者の身体その他の状況及び置かれている環境に応じて、入浴、排せつ及び食事等の介護、調理、洗濯及び掃除等の家事、外出時における移動中の介護並びに生活等に関する相談及び助言その他の生活全般にわたる援助を適切かつ効果的に行うものでなければならない。
- 3 同行援護に係る指定障害福祉サービスの事業は、利用者が居宅において自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、当該利用者の身体その他の状況及び置かれている環境に応じ、外出時において、当該利用者同行し、移動に必要な情報の提供、移動の援護、排せつ及び食事等の介護その他の当該利用者の外出時に必要な援助を適切かつ効果的に行うものでなければならない。
- 4 行動援護に係る指定障害福祉サービスの事業は、利用者が居宅において自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、当該利用者の身体その他の状況及び置かれている環境に応じ、当該利用者が行動する際に生じ得る危険を回避するために必要な援護、外出時における移動中の介護、排せつ及び食事等の介護その他の行動する際に必要な援助を適切かつ効果的に行うものでなければならない。

第2節 人員に関する基準

(従業者の配置の基準)

第5条 指定居宅介護の事業を行う者(以下この章、第193条及び第201条において「指定居宅介護事業者」という。)が当該事業を行う事業所(以下この章において「指定居宅介護事業所」という。)ごとに置くべき従業者(指定居宅介護の提供に当たる者として厚生労働大臣が定めるものをいう。以下この節及び第4節において同じ。)の員数は、常勤換算方法で、2.5以上とする。

- 2 指定居宅介護事業者は、指定居宅介護事業所ごとに、常勤の従業者であって専ら指定居宅介護の職務に従事するもののうち事業の規模(当該指定居宅介護事業者が重度訪問介護、同行援護又は行動援護に係る指定障害福祉サービス事業者の指定を併せて受け、かつ、指定居宅介護の事業と重度訪問介護、同行援護又は行動援護に係る指定障害福祉サービスの事業とを同一の事業所において一体的に運営している場合にあつては、当該事業所において一体的に運営している指定居宅介護及び重度訪問介護、同行援護又は行動援護に係る指定障害福祉サービスの事業の規模)に応じて1人以上の者をサービス提供責任者としなけ

ればならない。この場合において、当該サービス提供責任者の員数については、事業の規模に応じて常勤換算方法によることができる。

3 前項の事業の規模は、前3月の平均値とする。ただし、新規に指定を受ける場合は、前項の事業の規模は推定数とする。

(管理者)

第6条 指定居宅介護事業者は、各指定居宅介護事業所において指定居宅介護事業所を管理する者(以下この条、第9条及び第36条において「管理者」という。)を置かなければならない。

2 管理者は、専ら当該指定居宅介護事業所の管理に係る職務に従事する常勤の者でなければならない。ただし、当該指定居宅介護事業所の管理上支障がない場合は、当該指定居宅介護事業所の他の職務に従事し、又は同一敷地内にある他の事業所、施設等の職務に従事することができる。

(準用)

第7条 前2条の規定は、重度訪問介護、同行援護及び行動援護に係る指定障害福祉サービスの事業について準用する。

第3節 設備に関する基準

(設備及び備品等)

第8条 指定居宅介護事業所には、指定居宅介護の事業を運営するために必要な広さを有する専用の区画を設けるとともに、指定居宅介護の提供に必要な設備及び備品等を備えなければならない。

2 前項の規定は、重度訪問介護、同行援護及び行動援護に係る指定障害福祉サービスの事業について準用する。

第4節 運営に関する基準

(管理者の責務等)

第9条 管理者は、当該指定居宅介護事業所の従業者及び業務の管理を一元的に行わなければならない。

2 管理者は、当該指定居宅介護事業所の従業者にこの章の規定を遵守させるために必要な指揮命令を行うものとする。

(サービス提供責任者の責務等)

第10条 サービス提供責任者(第5条第2項に規定するサービス提供責任者をいう。以下この節において同じ。)は、指定居宅介護事業所に対する指定居宅介護の利用の申込みに

係る調整、従業者に対する技術指導等の指定居宅介護の管理等を行うものとする。

- 2 サービス提供責任者は、利用者又は当該利用者である障害児の保護者の日常生活全般の状況及び希望等を踏まえて、具体的な指定居宅介護の内容等を記載した計画（以下この節において「居宅介護計画」という。）を作成しなければならない。
- 3 サービス提供責任者は、居宅介護計画を作成した際は、利用者及びその同居の家族に、当該居宅介護計画の内容を説明するとともに、当該居宅介護計画を交付しなければならない。
- 4 サービス提供責任者は、居宅介護計画の作成後においても、当該居宅介護計画の実施状況の把握を行い、必要に応じ変更を行わなければならない。この場合においては、前2項の規定を準用する。

（運営規程）

第11条 指定居宅介護事業者は、各指定居宅介護事業所において、次に掲げる事業の運営についての重要事項に関する運営規程（第13条第1項及び第35条において「運営規程」という。）を定めなければならない。

- (1) 事業の目的及び運営の方針
- (2) 従業者の職種、員数及び職務の内容
- (3) 営業日及び営業時間
- (4) 指定居宅介護の内容並びに支給決定障害者等から受領する費用の種類及びその額
- (5) 通常の事業の実施地域（当該指定居宅介護事業所が通常時に指定居宅介護を提供する地域をいう。以下この章において同じ。）
- (6) 緊急時等における対応方法
- (7) 事業の主たる対象とする障害の種類を定めた場合には当該障害の種類
- (8) 虐待の防止のための措置に関する事項
- (9) その他事業の運営に関する重要事項

（勤務体制の確保等）

第12条 指定居宅介護事業者は、利用者に対し、適切な指定居宅介護を提供することができるよう、各指定居宅介護事業所において、当該指定居宅介護事業所の従業者の勤務体制を定めなければならない。

- 2 指定居宅介護事業者は、各指定居宅介護事業所において、当該指定居宅介護事業所の従業者によって指定居宅介護を提供しなければならない。
- 3 指定居宅介護事業者は、従業者の資質向上のため、外部の研修実施機関が行う研修（以

下「外部研修」という。)その他の適切な研修の機会を確保しなければならない。

(内容及び手続の説明及び同意)

第13条 指定居宅介護事業者は、支給決定障害者等が指定居宅介護の利用の申込みを行ったときは、当該利用申込者に係る障害の特性に応じた適切な配慮をするとともに、当該利用申込者に対し、運営規程の概要、従業者の勤務体制その他の利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項を記した文書を交付して説明を行い、当該指定居宅介護の提供の開始について当該利用申込者の同意を文書により得なければならない。

2 指定居宅介護事業者は、社会福祉法(昭和26年法律第45号)第77条の規定に基づき書面の交付等を行う場合は、利用者の障害の特性に応じた適切な配慮をしなければならない。

(契約支給量等の報告等)

第14条 指定居宅介護事業者は、指定居宅介護の提供に当たっては、当該指定居宅介護の内容、支給決定障害者等に提供することを契約した指定居宅介護の量(次項において「契約支給量」という。)その他の必要な事項(以下この条において「受給者証記載事項」という。)を支給決定障害者等の受給者証に記載しなければならない。

2 契約支給量の総量は、当該支給決定障害者等の支給量を超えてはならない。

3 指定居宅介護事業者は、指定居宅介護の利用に係る契約を締結したときは、受給者証記載事項その他の必要な事項を市町村(特別区を含む。以下同じ。)に遅滞なく報告しなければならない。

4 前3項の規定は、受給者証記載事項に変更があった場合について準用する。

(提供拒否の禁止)

第15条 指定居宅介護事業者は、正当な理由なく、指定居宅介護の提供を拒んではならない。

(連絡調整に対する協力)

第16条 指定居宅介護事業者は、指定居宅介護の利用について市町村又は一般相談支援事業若しくは特定相談支援事業を行う者が行う連絡調整に、協力するよう努めなければならない。

(サービス提供困難時の対応)

第17条 指定居宅介護事業者は、指定居宅介護事業所の通常の事業の実施地域等を勘案し、利用申込者に対し自ら必要な指定居宅介護を提供することが困難であると認める場合は、他の指定居宅介護事業者等の紹介その他の必要な措置を速やかに講じなければならない。

(受給資格の確認)

第 18 条 指定居宅介護事業者は、指定居宅介護の提供の開始に際し、支給決定障害者等の提示する受給者証によって、支給決定の有無及び有効期間、支給量等を確認しなければならない。

(介護給付費の支給の申請に係る援助)

第 19 条 指定居宅介護事業者は、介護給付費の支給の申請をしていないことにより支給決定を受けていない者から利用の申込みがあった場合は、その者の意向を踏まえて速やかに当該申請が行われるよう必要な援助を行わなければならない。

2 指定居宅介護事業者は、支給決定に通常要すべき標準的な期間を考慮し、支給決定の有効期間の終了に伴う介護給付費の支給の申請について、必要な援助を行わなければならない。

(心身の状況等の把握)

第 20 条 指定居宅介護事業者は、指定居宅介護の提供に当たっては、利用者の心身の状況、置かれている環境、他の保健医療サービス又は福祉サービスの利用状況等の把握に努めなければならない。

(指定障害福祉サービス事業者等との連携等)

第 21 条 指定居宅介護事業者は、指定居宅介護の提供に当たっては、地域及び家庭との結び付きを重視した運営を行い、市町村、他の指定障害福祉サービス事業者等その他の保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者等との密接な連携に努めなければならない。

2 指定居宅介護事業者は、指定居宅介護の提供の終了に際しては、利用者又はその家族に対して適切な援助を行うとともに、保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めなければならない。

(身分を証する書類の携行)

第 22 条 指定居宅介護事業者は、指定居宅介護事業所の従業者に身分を証する書類を携行させ、初回訪問時及び利用者又はその家族から求められたときは、これを提示すべき旨を指導しなければならない。

(サービスの提供の記録)

第 23 条 指定居宅介護事業者は、指定居宅介護を提供した際は、当該指定居宅介護の提供日、内容その他必要な事項を、その都度記録しなければならない。

2 指定居宅介護事業者は、前項の規定による記録に際し、支給決定障害者等から指定居宅介護の提供を受けたことについて確認を受けなければならない。

(支給決定障害者等に求めることのできる金銭の支払の範囲等)

第24条 指定居宅介護事業者は、支給決定障害者等に対して金銭の支払を求めることができる。ただし、当該金銭の用途が利用者の便益を直接向上させるものであり、かつ、支払を求めることが適当である場合に限るものとする。

2 前項の規定により支給決定障害者等に金銭の支払を求める際は、当該金銭の用途及び額並びに金銭の支払を求める理由について書面により明らかにするとともに、当該支給決定障害者等に対し説明を行い、当該支給決定障害者等の同意を得なければならない。ただし、次条第1項から第3項までに規定する支払については、この限りでない。

(利用者負担額等の受領)

第25条 指定居宅介護事業者は、法定代理受領を行う指定居宅介護を提供した際は、支給決定障害者等から当該指定居宅介護に係る利用者負担額の支払を受けるものとする。

2 指定居宅介護事業者は、法定代理受領を行わない指定居宅介護を提供した際は、支給決定障害者等から当該指定居宅介護に係る指定障害福祉サービス等費用基準額の支払を受けるものとする。

3 指定居宅介護事業者は、前2項に定める場合において支給決定障害者等から支払を受ける額のほか、当該支給決定障害者等の選定により通常の事業の実施地域以外の地域において指定居宅介護を提供する場合は、それに要した交通費の額の支払を支給決定障害者等から受けることができる。

4 指定居宅介護事業者は、前3項に規定する額の支払を受けた場合は、当該額に係る領収証を当該額を支払った支給決定障害者等に対し交付しなければならない。

5 指定居宅介護事業者は、第3項に規定する交通費の額に係るサービスの提供に当たっては、あらかじめ、支給決定障害者等に対し、当該サービスの内容及び交通費について説明を行い、支給決定障害者等の同意を得なければならない。

(利用者負担額に係る管理)

第26条 指定居宅介護事業者は、支給決定障害者等の依頼を受けて、当該支給決定障害者等が同一の月に当該指定居宅介護事業者が提供する指定居宅介護及び他の指定障害福祉サービス事業者等が提供する指定障害福祉サービス等を受けたときは、当該指定居宅介護及び他の指定障害福祉サービス等に係る指定障害福祉サービス等費用基準額から当該指定居宅介護及び他の指定障害福祉サービス等につき法第29条第3項(法第31条の規定により読み替えて適用される場合を含む。)の規定により算定された介護給付費又は訓練等給付費の額を控除した額の合計額(以下「利用者負担額合計額」という。)を算定しな

なければならない。この場合において、当該指定居宅介護事業者は、利用者負担額合計額を市町村に報告するとともに、当該支給決定障害者等及び当該他の指定障害福祉サービス等を提供した指定障害福祉サービス事業者等に通知しなければならない。

(介護給付費の額に係る通知等)

第27条 指定居宅介護事業者は、法定代理受領により指定居宅介護に係る介護給付費の支給を受けた場合は、支給決定障害者等に対し、当該支給決定障害者等に係る介護給付費の額を通知しなければならない。

2 指定居宅介護事業者は、第25条第2項の法定代理受領を行わない指定居宅介護に係る指定障害福祉サービス等費用基準額の支払を受けた場合は、当該指定居宅介護の内容、費用の額その他必要と認められる事項を記載したサービス提供証明書を支給決定障害者等に交付しなければならない。

(指定居宅介護の基本取扱方針)

第28条 指定居宅介護は、利用者が居宅において自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、当該利用者の身体その他の状況及び置かれている環境に応じ適切に提供されなければならない。

2 指定居宅介護事業者は、提供する指定居宅介護の質の評価を行い、常に改善を図らなければならない。

(指定居宅介護の具体的取扱方針)

第29条 指定居宅介護事業所の従業者が提供する指定居宅介護の方針は、次のとおりとする。

(1) 指定居宅介護の提供に当たっては、居宅介護計画に基づき、利用者が日常生活を営むのに必要な援助を行うとともに、利用者又はその家族に対し、指定居宅介護の提供方法等について説明を行うこと。

(2) 介護技術の進歩に対応し、適切な介護技術をもって指定居宅介護の提供を行うこと。

(3) 常に利用者の心身の状況、置かれている環境等の的確な把握に努め、利用者又はその家族に対し、適切な相談及び助言を行うこと。

(介護等の総合的な提供)

第30条 指定居宅介護事業者は、指定居宅介護の提供に当たっては、入浴、排せつ、食事等の介護又は調理、洗濯、掃除等の家事を常に総合的に提供するものとし、特定の援助に偏ることがあってはならない。

(同居家族に対するサービス提供の禁止)

第31条 指定居宅介護事業者は、指定居宅介護事業所の従業者に、利用者が当該従業者の同居の家族である場合は、当該利用者に対する指定居宅介護の提供をさせてはならない。

(緊急時等の対応)

第32条 指定居宅介護事業所の従業者は、現に指定居宅介護の提供を行っているときに利用者に病状の急変が生じた場合その他必要な場合は、速やかに医療機関への連絡を行う等の必要な措置を講じなければならない。

(支給決定障害者等に関する市町村への通知)

第33条 指定居宅介護事業者は、指定居宅介護を受けている支給決定障害者等が偽りその他不正な行為によって介護給付費の支給を受け、又は受けようとしたときは、遅滞なく、意見を付してその旨を市町村に通知しなければならない。

(衛生管理等)

第34条 指定居宅介護事業者は、指定居宅介護事業所の従業者の清潔の保持及び健康状態について、必要な管理を行わなければならない。

2 指定居宅介護事業者は、指定居宅介護事業所の設備及び備品等について、衛生的な管理に努めなければならない。

(掲示)

第35条 指定居宅介護事業者は、指定居宅介護事業所の見やすい場所に、運営規程の概要、従業者の勤務体制その他の利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項を掲示しなければならない。

2 前項の規定にかかわらず、掲示が著しく困難な場合は、利用者が自由に見ることができる場所に重要事項を記載した書面を設置することにより、掲示に代えることができる。

(秘密保持等)

第36条 管理者及び指定居宅介護事業所の従業者は、正当な理由なく、その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らしてはならない。

2 指定居宅介護事業者は、管理者及び従業者であった者が、正当な理由なく、その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らすことがないよう、必要な措置を講じなければならない。

3 指定居宅介護事業者は、他の指定居宅介護事業者等に対し、利用者又はその家族に関する情報を提供する際は、あらかじめ、文書により当該利用者又はその家族の同意を得なければならない。

(情報の提供等)

第37条 指定居宅介護事業者は、指定居宅介護を利用しようとする者が、適切かつ円滑に利用することができるように、実施する事業の内容について情報の提供を行うよう努めなければならない。

2 指定居宅介護事業者は、当該指定居宅介護事業者について広告をする場合は、その内容が虚偽又は誇大なものでないようしなければならない。

(利益供与等の禁止)

第38条 指定居宅介護事業者は、一般相談支援事業若しくは特定相談支援事業を行う者、他の障害福祉サービスの事業を行う者等又はそれらの従業者に対し、利用者又はその家族に対して当該指定居宅介護事業者を紹介することの対償として、金品その他の財産上の利益を供与してはならない。

2 指定居宅介護事業者は、一般相談支援事業若しくは特定相談支援事業を行う者、他の障害福祉サービスの事業を行う者等又はそれらの従業者から、利用者又はその家族を紹介することの対償として、金品その他の財産上の利益を収受してはならない。

(苦情解決)

第39条 指定居宅介護事業者は、利用者又はその家族からの指定居宅介護に関する苦情に迅速かつ適切に対応するために、窓口の設置その他の必要な措置を講じなければならない。

2 指定居宅介護事業者は、前項の苦情を受け付けた場合は、当該苦情の内容等を記録しなければならない。

3 指定居宅介護事業者は、提供した指定居宅介護について、法第10条第1項の規定により市町村が行う報告若しくは文書その他の物件の提出若しくは提示の命令又は当該職員からの質問若しくは指定居宅介護事業所の設備若しくは帳簿書類その他の物件の検査に応じるとともに、利用者又はその家族からの苦情に関して市町村が行う調査に協力し、当該市町村から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行わなければならない。この場合において、当該市町村からの求めがあったときは、当該改善の内容を報告しなければならない。

4 指定居宅介護事業者は、提供した指定居宅介護について、法第11条第2項の規定により都道府県知事が行う報告若しくは指定居宅介護の提供の記録、帳簿書類その他の物件の提出若しくは提示の命令又は当該職員からの質問に応じるとともに、利用者又はその家族からの苦情に関して都道府県知事が行う調査に協力し、当該都道府県知事から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行わなければならない。この場合において、当該都道府県知事からの求めがあったときは、当該改善の内容を報告しな

なければならない。

5 指定居宅介護事業者は、提供した指定居宅介護について、法第48条第1項の規定により市町村長が行う報告若しくは帳簿書類その他の物件の提出若しくは提示の命令又は当該職員からの質問若しくは指定居宅介護事業所の設備若しくは帳簿書類その他の物件の検査に応じるとともに、利用者又はその家族からの苦情に関して市町村長が行う調査に協力し、当該市町村長から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行わなければならない。この場合において、当該市町村長からの求めがあったときは、当該改善の内容を報告しなければならない。

6 指定居宅介護事業者は、社会福祉法第85条の規定による運営適正化委員会が行う調査又はあっせんに可能な限り協力しなければならない。

(事故発生時の対応)

第40条 指定居宅介護事業者は、利用者に対する指定居宅介護の提供により事故が発生した場合は、速やかに市町村、利用者の家族等に連絡を行うとともに、当該事故の状況及び処置についての記録その他必要な措置を講じなければならない。

2 指定居宅介護事業者は、利用者に対する指定居宅介護の提供により賠償すべき事故が発生した場合は、速やかに損害賠償を行わなければならない。

3 指定居宅介護事業者は、前項の損害賠償に備えるため、保険加入その他の必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

(会計の区分)

第41条 指定居宅介護事業者は、各指定居宅介護事業所において経理を区分するとともに、指定居宅介護の事業の会計とその他の事業の会計とを区分しなければならない。

(記録の整備)

第42条 指定居宅介護事業者は、従業者、設備、備品及び会計に関する記録を整備しなければならない。

2 指定居宅介護事業者は、利用者に対する指定居宅介護の提供に関する記録を整備し、当該記録に係る事象の完結の日から5年間保存しなければならない。

(準用)

第43条 第9条から前条までの規定は、重度訪問介護に係る指定障害福祉サービスの事業について準用する。この場合において、第10条第1項中「第5条第2項」とあるのは「第7条において準用する第5条第2項」と、第11条中「第13条第1項及び第35条」とあるのは「第43条第1項において準用する第13条第1項及び第35条」と、第24条

第2項中「次条第1項」とあるのは「第43条第1項において準用する次条第1項」と、第27条第2項中「第25条第2項」とあるのは「第43条第1項において準用する第25条第2項」と、第30条中「食事等の介護」とあるのは「食事等及び外出時における移動中の介護」と読み替えるものとする。

2 第9条から第29条まで及び第31条から前条までの規定は、同行援護及び行動援護に係る指定障害福祉サービスの事業について準用する。この場合において、第10条第1項中「第5条第2項」とあるのは「第7条において準用する第5条第2項」と、第11条中「第13条第1項及び第35条」とあるのは「第43条第2項において準用する第13条第1項及び第35条」と、第24条第2項中「次条第1項」とあるのは「第43条第2項において準用する次条第1項」と、第27条第2項中「第25条第2項」とあるのは「第43条第2項において準用する第25条第2項」と読み替えるものとする。

第5節 共生型障害福祉サービスに関する基準

(共生型居宅介護の事業を行う指定訪問介護事業者の基準)

第43条の2 居宅介護に係る共生型障害福祉サービス(以下「共生型居宅介護」という。)の事業を行う指定訪問介護事業者(八王子市指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営の基準に関する条例(平成26年条例第56号。以下「指定居宅サービス等条例」という。)第5条第1項に規定する指定訪問介護事業者をいう。以下同じ。)は、当該事業について市規則で定める基準を満たさなければならない。

(共生型重度訪問介護の事業を行う指定訪問介護事業者の基準)

第43条の3 重度訪問介護に係る共生型障害福祉サービス(以下「共生型重度訪問介護」という。)の事業を行う指定訪問介護事業者は、当該事業について市規則で定める基準を満たさなければならない。

(準用)

第43条の4 第4条(第3項及び第4項を除く。)、第5条第2項及び第3項、第6条並びに前節(第43条を除く。)の規定は、共生型居宅介護及び共生型重度訪問介護の事業について準用する。

第6節 基準該当障害福祉サービスに関する基準

(従業者の配置の基準)

第44条 居宅介護に係る基準該当障害福祉サービス(以下この節において「基準該当居宅介護」という。)の事業を行う者(以下この節において「基準該当居宅介護事業者」という。)が、当該事業を行う事業所(以下この節において「基準該当居宅介護事業所」とい

う。)ごとに置くべき従業者(基準該当居宅介護の提供に当たる者として厚生労働大臣が定めるものをいう。以下この節において同じ。)の員数は、3人以上とする。

2 前項の規定にかかわらず、離島その他の地域であって厚生労働大臣が定めるものにおいて基準該当居宅介護を提供する基準該当居宅介護事業者にあつては、基準該当居宅介護事業所ごとに置くべき従業者の員数は、1人以上とする。

3 基準該当居宅介護事業者は、基準該当居宅介護事業所ごとに、従業者のうち1人以上の者をサービス提供責任者としなければならない。

(管理者)

第45条 基準該当居宅介護事業者は、各基準該当居宅介護事業所において基準該当居宅介護事業所を管理する者(以下この条において「管理者」という。)を置かなければならない。

2 管理者は、専ら当該基準該当居宅介護事業所の管理に係る職務に従事する者でなければならない。ただし、当該基準該当居宅介護事業所の管理上支障がない場合は、当該基準該当居宅介護事業所の他の職務に従事し、又は同一敷地内にある他の事業所、施設等の職務に従事することができる。

(設備及び備品等)

第46条 基準該当居宅介護事業所には、基準該当居宅介護の事業を運営するために必要な広さを有する区画を設けるとともに、基準該当居宅介護の提供に必要な設備及び備品等を備えなければならない。

(同居家族に対するサービス提供の制限)

第47条 基準該当居宅介護事業者は、基準該当居宅介護事業所の従業者に、利用者が当該従業者の同居の家族である場合は、当該利用者に対する基準該当居宅介護の提供をさせてはならない。ただし、当該利用者に対する基準該当居宅介護が次のいずれにも該当する場合は、この限りでない。

(1) 当該基準該当居宅介護の利用者が、離島、山間のへき地その他の地域であつて、指定居宅介護のみによっては必要な居宅介護の見込量を確保することが困難であると市長が認めるものに住所を有する場合

(2) 当該基準該当居宅介護が第44条第3項に規定するサービス提供責任者の行う具体的な指示に基づいて提供される場合

(3) 当該基準該当居宅介護を提供する従業者の当該基準該当居宅介護に従事する時間の合計が、当該従業者が基準該当居宅介護に従事する時間の合計のおおむね2分の1を

超えない場合

- 2 基準該当居宅介護事業者は、前項ただし書の規定に基づき、従業者に同居の家族である利用者に対する基準該当居宅介護の提供をさせる場合において、当該利用者の意向や当該利用者に係る次条第1項において準用する第10条第2項の居宅介護計画の実施状況等からみて、当該基準該当居宅介護が適切に提供されていないと認めるときは、当該従業者に対する指導その他の必要な措置を講じなければならない。

(準用)

第48条 第4条第1項及び第4節(第25条第1項、第26条、第27条第1項、第30条、第31条及び第43条を除く。)の規定は、基準該当居宅介護の事業について準用する。この場合において、第10条第1項中「第5条第2項」とあるのは「第44条第3項」と、第11条中「第13条第1項及び第35条」とあるのは「第48条第1項において準用する第13条第1項及び第35条」と、第24条第2項中「次条第1項」とあるのは「第48条第1項において準用する次条第1項」と、第27条第2項中「第25条第2項」とあるのは「第48条第1項において準用する第25条第2項」と読み替えるものとする。

- 2 第4条第2項から第4項まで並びに第4節(第25条第1項、第26条、第27条第1項、第30条、第31条及び第43条を除く。)並びに第44条から前条までの規定は、重度訪問介護、同行援護及び行動援護に係る基準該当障害福祉サービスの事業について準用する。この場合において、第10条第1項中「第5条第2項」とあるのは「第44条第3項」と、第11条中「第13条第1項及び第35条」とあるのは「第48条第2項において準用する第13条第1項及び第35条」と、第24条第2項中「次条第1項」とあるのは「第48条第2項において準用する次条第1項」と、第27条第2項中「第25条第2項」とあるのは「第48条第2項において準用する第25条第2項」と、第47条第1項第2号中「第44条第3項」とあるのは「第48条第2項において準用する第44条第3項」と、同条第2項中「次条第1項」とあるのは「次条第2項」と読み替えるものとする。

第3章 療養介護

第1節 基本方針

(基本方針)

- 第49条 療養介護に係る指定障害福祉サービス(以下「指定療養介護」という。)の事業は、利用者が自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行規則(平成18年厚生労働省令第19号。

以下「省令」という。)第2条の2に規定する者に対して、当該利用者の身体その他の状況及び置かれている環境に応じて、機能訓練、療養上の管理、看護、医学的管理の下における介護及び日常生活上の世話を適切かつ効果的に行うものでなければならない。

第2節 人員に関する基準

(従業者の配置の基準)

第50条 指定療養介護の事業を行う者(以下「指定療養介護事業者」という。)は、当該事業を行う事業所(以下「指定療養介護事業所」という。)ごとに、次に掲げる従業者を市規則で定める基準により置かなければならない。

- (1) 医師
- (2) 看護師、准看護師又は看護補助者
- (3) 生活支援員
- (4) サービス管理責任者(指定障害福祉サービスの提供に係るサービス管理を行う者として厚生労働大臣が定めるものをいう。以下同じ。)

2 指定療養介護事業者が、指定医療型障害児入所施設(東京都指定障害児入所施設の人員、設備及び運営の基準に関する条例(平成24年東京都条例第140号。以下「都条例」という。)第2条第1項第4号に規定する指定医療型障害児入所施設をいう。以下同じ。)の指定を受け、かつ、指定療養介護と指定入所支援(児童福祉法(昭和22年法律第164号)第24条の2第1項に規定する指定入所支援をいう。以下同じ。)とを同一の施設において一体的に提供する場合は、都条例第51条に規定する人員に関する基準を満たすことをもって、前項に規定する基準を満たすものとみなす。

3 指定療養介護事業者が、指定発達支援医療機関(児童福祉法第6条の2の2第3項に規定する指定発達支援医療機関をいう。)の設置者である場合であって、指定療養介護と指定入所支援とを同一の機関において一体的に提供する場合の人員に関する基準については、市規則で定める基準を満たすことをもって、第1項に規定する基準を満たすものとみなす。

(管理者)

第51条 指定療養介護事業者は、各指定療養介護事業所において指定療養介護事業所を管理する者(以下この条及び第53条において「管理者」という。)を置かなければならない。

2 管理者は、専ら当該指定療養介護事業所の管理に係る職務に従事する者でなければならない。ただし、当該指定療養介護事業所の管理上支障がない場合は、当該指定療養介護事

業所の他の職務に従事し、又は当該指定療養介護事業所以外の事業所、施設等の職務に従事することができる。

第3節 設備に関する基準

(設備)

第52条 指定療養介護事業所は、医療法(昭和23年法律第205号)に規定する病院として必要とされる設備、多目的室その他運営上必要な設備(次項においてこれらを「設備」という。)を備えなければならない。

- 2 設備は、専ら当該指定療養介護事業所の用に供するものでなければならない。ただし、利用者の支援に支障がない場合は、この限りでない。
- 3 指定療養介護事業者が、指定医療型障害児入所施設の指定を受け、かつ、指定療養介護と指定入所支援とを同一の施設において一体的に提供する場合は、都条例第52条に規定する設備に関する基準を満たすことをもって、前2項に規定する基準を満たすものとみなす。

第4節 運営に関する基準

(管理者の責務等)

第53条 管理者は、当該指定療養介護事業所の従業者及び業務の管理その他の管理を一元的に行わなければならない。

- 2 管理者は、サービス管理責任者に指定療養介護に係る個別支援計画(以下この章において「療養介護計画」という。)の作成に関する業務を担当させるものとする。
- 3 管理者は、当該指定療養介護事業所の従業者にこの章の規定を遵守させるために必要な指揮命令を行わなければならない。

(サービス管理責任者の責務等)

第54条 サービス管理責任者は、次項から第8項までに規定する業務のほか、次に掲げる業務を行わなければならない。

- (1) 利用の申込みに際し、利用申込者に係る指定障害福祉サービス事業者等に対する照会等により、当該利用申込者の心身の状況、当該指定療養介護事業所以外における指定障害福祉サービス等の利用状況その他必要な事項を把握すること。
- (2) 利用者の心身の状況、置かれている環境等に照らし、当該利用者が自立した日常生活を営むことができるよう定期的に検討するとともに、自立した日常生活を営むことができると認められる利用者に対し、必要な支援を行うこと。
- (3) 他の従業者に対する技術指導及び助言を行うこと。

- 2 サービス管理責任者は、療養介護計画の作成に当たっては、当該利用者について、有する能力、置かれている環境、日常生活全般の状況等の評価を通じて当該利用者の希望する生活、課題等の把握（以下この章において「アセスメント」という。）を行い、当該利用者が自立した日常生活を営むことができるように支援する上での適切な支援内容を検討しなければならない。
- 3 サービス管理責任者は、アセスメントに当たっては、当該利用者に面接を行わなければならない。この場合において、サービス管理責任者は、面接の趣旨を当該利用者に対して十分に説明し、理解を得なければならない。
- 4 サービス管理責任者は、アセスメント及び支援内容の検討結果に基づき、利用者及びその家族の生活に対する意向、総合的な支援の方針、生活全般の質を向上させるための課題、指定療養介護の目標及びその達成時期並びに提供上の留意事項等を記載した療養介護計画の原案を作成しなければならない。この場合において、当該指定療養介護事業所が提供する指定療養介護以外の保健医療サービス又は福祉サービス等との連携を当該療養介護計画の原案に含めるよう努めなければならない。
- 5 サービス管理責任者は、療養介護計画の作成に当たっては、利用者に対する指定療養介護の提供に係る当該サービス管理責任者以外の担当者等を招集して行う会議を開催し、療養介護計画の原案の内容について意見を求めるとともに、当該利用者又はその家族に対して説明し、文書により当該利用者の同意を得なければならない。
- 6 サービス管理責任者は、療養介護計画を作成した際は、当該療養介護計画を利用者に交付しなければならない。
- 7 サービス管理責任者は、療養介護計画の作成後、当該療養介護計画の実施状況の把握（利用者についての継続的なアセスメントを含む。以下この条において「モニタリング」という。）を行うとともに、少なくとも6月に1回以上、療養介護計画の見直しを行い、必要に応じ変更を行わなければならない。
- 8 サービス管理責任者は、モニタリングに当たっては、利用者及びその家族等との連絡を継続的に行うとともに、特段の事情のない限り、定期的に当該利用者にも面接し、かつ、モニタリングを行い、その結果を記録しなければならない。
- 9 第2項から第6項までの規定は、第7項に規定する療養介護計画の変更について準用する。

（運営規程）

第55条 指定療養介護事業者は、各指定療養介護事業所において、次に掲げる事業の運営

についての重要事項に関する運営規程（第71条において「運営規程」という。）を定めなければならない。

- (1) 事業の目的及び運営の方針
- (2) 従業者の職種、員数及び職務の内容
- (3) 利用定員
- (4) 指定療養介護の内容並びに支給決定障害者から受領する費用の種類及びその額
- (5) 指定療養介護の利用に当たっての留意事項
- (6) 緊急時等における対応方法
- (7) 非常災害対策
- (8) 事業の主たる対象とする障害の種類を定めた場合には当該障害の種類
- (9) 虐待の防止のための措置に関する事項
- (10) 緊急やむを得ない場合に第72条第1項に規定する身体的拘束等を行う際の手続
- (11) その他事業の運営に関する重要事項
(勤務体制の確保等)

第56条 指定療養介護事業者は、利用者に対し、適切な指定療養介護を提供することができるよう、各指定療養介護事業所において、当該指定療養介護事業所の従業者の勤務体制を定めなければならない。

2 指定療養介護事業者は、各指定療養介護事業所において、当該指定療養介護事業所の従業者によって指定療養介護を提供しなければならない。ただし、利用者の支援に直接影響を及ぼさない業務については、この限りでない。

3 指定療養介護事業者は、従業者の資質向上のため、外部研修その他の適切な研修の機会を確保しなければならない。

(契約支給量等の報告等)

第57条 指定療養介護事業者は、支給決定障害者の入所又は退所に際しては、当該入所又は退所の年月日その他の必要な事項(以下この条において「受給者証記載事項」という。)を当該支給決定障害者の受給者証に記載しなければならない。

2 指定療養介護事業者は、指定療養介護の利用に係る契約を締結したときは、受給者証記載事項その他の必要な事項を市町村に遅滞なく報告しなければならない。

3 前2項の規定は、受給者証記載事項に変更があった場合について準用する。

(サービスの提供の記録)

第58条 指定療養介護事業者は、指定療養介護を提供した際は、当該指定療養介護の提供日、内容その他必要な事項を記録しなければならない。

2 指定療養介護事業者は、前項の規定による記録に際し、支給決定障害者から指定療養介護の提供を受けたことについて確認を受けなければならない。

(利用者負担額等の受領)

第59条 指定療養介護事業者は、法定代理受領を行う指定療養介護を提供した際は、支給決定障害者から当該指定療養介護に係る利用者負担額の支払を受けるものとする。

2 指定療養介護事業者は、法定代理受領を行わない指定療養介護を提供した際は、支給決定障害者から当該指定療養介護に係る指定障害福祉サービス等費用基準額及び指定療養介護医療につき政令第42条の2により読み替えられた法第58条第3項第1号に規定する健康保険の療養に要する費用の額の算定方法の例により算定した額又は法第70条第2項において準用する法第58条第4項に規定する厚生労働大臣の定めるところにより算定した額の支払を受けるものとする。

3 指定療養介護事業者は、前2項に定める場合において支給決定障害者から支払を受ける額のほか、指定療養介護において提供される便宜に要する費用のうち、市規則で定める費用の額の支払を支給決定障害者から受けることができる。

4 指定療養介護事業者は、前3項に規定する額の支払を受けた場合は、当該額に係る領収証を当該額を支払った支給決定障害者に対し交付しなければならない。

5 指定療養介護事業者は、第3項に規定する費用の額に係るサービスの提供に当たっては、あらかじめ、支給決定障害者に対し、当該サービス内容及び費用について説明を行い、当該支給決定障害者の同意を得なければならない。

(利用者負担額に係る管理)

第60条 指定療養介護事業者は、支給決定障害者が同一の月に当該指定療養介護事業者が提供する指定療養介護及び他の指定障害福祉サービス事業者等が提供する指定障害福祉サービス等を受けたときは、当該指定療養介護及び他の指定障害福祉サービス等に係る利用者負担額合計額及び指定療養介護医療につき健康保険の療養に要する費用の額の算定方法の例により算定した額又は法第70条第2項において準用する法第58条第4項に規定する厚生労働大臣の定めるところにより算定した額から当該指定療養介護医療につき支給すべき療養介護医療費の額を控除して得た額の合計額(以下この条において「利用者負担額等合計額」という。)を算定しなければならない。この場合において、当該指定療養介護事業者は、利用者負担額等合計額を市町村に報告するとともに、当該支給決定障

害者及び当該他の指定障害福祉サービス等を提供した指定障害福祉サービス事業者等に通知しなければならない。

(介護給付費の額に係る通知等)

第61条 指定療養介護事業者は、法定代理受領により指定療養介護に係る介護給付費及び療養介護医療費の支給を受けた場合は、支給決定障害者に対し、当該支給決定障害者に係る介護給付費及び療養介護医療費の額を通知しなければならない。

2 指定療養介護事業者は、第59条第2項の法定代理受領を行わない指定療養介護に係る指定障害福祉サービス等費用基準額の支払を受けた場合は、当該指定療養介護の内容、費用の額その他必要と認められる事項を記載したサービス提供証明書を支給決定障害者に交付しなければならない。

(指定療養介護の取扱方針)

第62条 指定療養介護事業者は、療養介護計画に基づき、利用者の心身の状況等に応じて、当該利用者の支援を適切に行うとともに、指定療養介護の提供が画一的なものとならないよう配慮しなければならない。

2 指定療養介護事業所の従業者は、指定療養介護の提供に当たっては、利用者又はその家族に対し、支援上必要な事項について、説明しなければならない。

3 指定療養介護事業者は、提供する指定療養介護の質の評価を行い、常に改善を図らなければならない。

(相談及び援助)

第63条 指定療養介護事業者は、常に利用者の心身の状況、置かれている環境等の的確な把握に努め、利用者又はその家族に対し、相談に適切に応じるとともに、必要な助言その他の援助を行わなければならない。

(機能訓練)

第64条 指定療養介護事業者は、利用者の心身の諸機能の維持回復を図り、日常生活の自立を支援するため、必要な機能訓練を行わなければならない。

(看護及び医学的管理の下における介護)

第65条 看護及び医学的管理の下における介護は、利用者の自立の支援及び日常生活の充実に資するよう、利用者の病状及び心身の状況に応じ、必要な技術をもって行われなければならない。

2 指定療養介護事業者は、利用者の病状及び心身の状況に応じ、排せつの自立について必要な援助を行い、おむつを使用せざるを得ない利用者のおむつを適切に取り替えなければ

ならない。

3 指定療養介護事業者は、前2項に規定するもののほか、利用者に対し、離床、着替え、整容その他日常生活上の支援を適切に行わなければならない。

4 指定療養介護事業者は、利用者に対し、当該利用者の負担により、当該指定療養介護事業所の従業者以外の者による看護及び介護を受けさせてはならない。

(その他のサービスの提供)

第66条 指定療養介護事業者は、必要に応じ、利用者のためのレクリエーション行事を行うよう努めなければならない。

2 指定療養介護事業者は、常に利用者の家族との連携を図るとともに、利用者とその家族との交流等の機会の確保に努めなければならない。

(緊急時等の対応)

第67条 指定療養介護事業所の従業者は、現に指定療養介護の提供を行っているときに利用者に病状の急変が生じた場合その他必要な場合は、速やかに他の専門医療機関への連絡を行う等の必要な措置を講じなければならない。

(支給決定障害者に関する市町村への通知)

第68条 指定療養介護事業者は、指定療養介護を受けている支給決定障害者が次のいずれかに該当する場合は、遅滞なく、意見を付してその旨を市町村に通知しなければならない。

(1) 正当な理由なく、指定療養介護の利用に関する指示に従わないことにより、障害の状態等を悪化させたと認められるとき。

(2) 偽りその他不正な行為によって介護給付費若しくは特例介護給付費又は療養介護医療費を受け、又は受けようとしたとき。

(定員の遵守)

第69条 指定療養介護事業者は、利用定員を超えて、指定療養介護の提供を行ってはならない。ただし、災害、虐待その他のやむを得ない事情がある場合は、この限りでない。

(衛生管理等)

第70条 指定療養介護事業者は、利用者の使用する設備及び飲用に供する水について、衛生的な管理に努めるとともに、衛生上必要な措置を講じ、かつ、医薬品及び医療機器の管理を適正に行わなければならない。

2 指定療養介護事業者は、当該指定療養介護事業所において感染症又は食中毒が発生し、又はまん延しないように、必要な措置を講ずるとともに、感染症及び食中毒の発生及びまん延の防止に係る研修を実施するよう努めなければならない。

(掲 示)

第 7 1 条 指定療養介護事業者は、指定療養介護事業所の見やすい場所に、運営規程の概要、従業者の勤務体制その他の利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項を掲示しなければならない。

2 前項の規定にかかわらず、掲示が著しく困難な場合は、利用者が自由に見ることができる場所に重要事項を記載した書面を設置することにより、掲示に代えることができる。

(身体的拘束等の禁止)

第 7 2 条 指定療養介護事業者は、指定療養介護の提供に当たっては、利用者又は他の利用者の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束その他利用者の行動を制限する行為（以下「身体的拘束等」という。）を行ってはならない。

2 前項の緊急やむを得ない場合とは、次のいずれにも該当する場合をいう。

(1) 利用者又は他の利用者等の生命又は身体に危険が及ぶ可能性が著しく高いこと。

(2) 身体的拘束等を行う以外に当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するための手段がないこと。

(3) 身体的拘束等が一時的なものであること。

3 指定療養介護事業者は、身体的拘束等を行う場合は、あらかじめ指定する複数の者をもって構成する組織体での判断を必要とし、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由について検討した過程その他必要な事項を記録しなければならない。

(地域との連携等)

第 7 3 条 指定療養介護事業者は、指定療養介護の事業の運営に当たっては、地域住民等との連携、協力等により地域との交流に努めなければならない。

(非常災害対策)

第 7 4 条 指定療養介護事業者は、消火設備その他の非常災害に際して必要な設備を設けるとともに、非常災害に関する具体的な計画を策定し、並びに非常災害時の関係機関への通報及び連携の体制、地域との連携の体制並びに利用者を円滑に避難誘導するための体制を整備し、これらを定期的に従業者、利用者及び利用者の家族等に周知しなければならない。

2 指定療養介護事業者は、非常災害に備えるため、定期的に避難訓練、救出訓練その他必要な訓練を行わなければならない。

(記録の整備)

第 7 5 条 指定療養介護事業者は、従業者、設備、備品及び会計に関する記録を整備しなけ

ればならない。

2 指定療養介護事業者は、利用者に対する指定療養介護の提供に関する次に掲げる記録を整備し、当該記録に係る事象の完結の日から5年間保存しなければならない。

(1) 療養介護計画

(2) 第58条第1項に規定する指定療養介護の提供の記録

(3) 第68条に規定する市町村への通知に係る記録

(4) 第72条第3項に規定する身体的拘束等の記録

(5) 次条において準用する第39条第2項に規定する苦情の内容等の記録

(6) 次条において準用する第40条第1項に規定する事故の状況及び処置についての記録

(準用)

第76条 第13条、第15条、第16条、第18条から第21条まで、第24条、第36条、第37条第1項及び第38条から第40条までの規定は、指定療養介護の事業について準用する。この場合において、第24条第2項中「次条第1項」とあるのは、「第59条第1項」と読み替えるものとする。

第4章 生活介護

第1節 基本方針

(基本方針)

第77条 生活介護に係る指定障害福祉サービス(以下「指定生活介護」という。)の事業は、利用者が自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、省令第2条の4に規定する者に対して、入浴、排せつ及び食事の介護、創作的活動又は生産活動の機会の提供その他の便宜の供与を適切かつ効果的に行うものでなければならない。

第2節 人員に関する基準

(従業者の配置の基準)

第78条 指定生活介護の事業を行う者(以下「指定生活介護事業者」という。)は、当該事業を行う事業所(以下「指定生活介護事業所」という。)ごとに、次に掲げる従業者を市規則で定める基準により置かなければならない。ただし、第2号の理学療法士又は作業療法士を確保することが困難な場合には、日常生活を営むのに必要な機能の減退を防止するための訓練を行う能力を有する看護師その他の者を機能訓練指導員として置くことをもって、第2号の理学療法士又は作業療法士に代えることができる。

(1) 医師

(2) 看護職員（保健師又は看護師若しくは准看護師をいう。第7章及び第16章において同じ。）、理学療法士又は作業療法士及び生活支援員

(3) サービス管理責任者

（従たる事業所を設置する場合における特例）

第79条 指定生活介護事業者は、指定生活介護事業所のうち主たる事業所（以下この条において「主たる事業所」という。）と一体的に管理運営を行う事業所（以下この条において「従たる事業所」という。）を設置することができる。

2 従たる事業所を設置する場合においては、主たる事業所の従業者及び従たる事業所の従業者（サービス管理責任者を除く。）のうちそれぞれ1人以上は、常勤かつ専ら当該主たる事業所又は従たる事業所の職務に従事する者でなければならない。

（準用）

第80条 第51条の規定は、指定生活介護の事業について準用する。

第3節 設備に関する基準

（設備）

第81条 指定生活介護事業所は、訓練・作業室、相談室、洗面所、便所、多目的室その他運営上必要な設備を市規則で定める基準により設けなければならない。

2 前項に規定する相談室及び多目的室は、利用者の支援に支障がない場合は、兼用とすることができる。

3 第1項に規定する設備は、専ら当該指定生活介護事業所の用に供するものでなければならない。ただし、利用者の支援に支障がない場合は、この限りでない。

第4節 運営に関する基準

（運営規程）

第82条 指定生活介護事業者は、各指定生活介護事業所において、次に掲げる事業の運営についての重要事項に関する運営規程（第92条において「運営規程」という。）を定めなければならない。

(1) 事業の目的及び運営の方針

(2) 従業者の職種、員数及び職務の内容

(3) 営業日及び営業時間

(4) 利用定員

(5) 指定生活介護の内容並びに支給決定障害者から受領する費用の種類及びその額

(6) 通常の事業の実施地域（当該指定生活介護事業所が通常時に指定生活介護を提供す

る地域をいう。)

- (7) 指定生活介護の利用に当たっての留意事項
 - (8) 緊急時等における対応方法
 - (9) 非常災害対策
 - (10) 事業の主たる対象とする障害の種類を定めた場合には当該障害の種類
 - (11) 虐待の防止のための措置に関する事項
 - (12) 緊急やむを得ない場合に身体的拘束等を行う際の手続
 - (13) その他事業の運営に関する重要事項
- (利用者負担額等の受領)

第83条 指定生活介護事業者は、法定代理受領を行う指定生活介護を提供した際は、支給決定障害者から当該指定生活介護に係る利用者負担額の支払を受けるものとする。

2 指定生活介護事業者は、法定代理受領を行わない指定生活介護を提供した際は、支給決定障害者から当該指定生活介護に係る指定障害福祉サービス等費用基準額の支払を受けるものとする。

3 指定生活介護事業者は、前2項に定める場合において支給決定障害者から支払を受ける額のほか、指定生活介護において提供される便宜に要する費用のうち、市規則で定める費用の額の支払を支給決定障害者から受けることができる。

4 指定生活介護事業者は、前3項に規定する額の支払を受けた場合は、当該額に係る領収証を当該額を支払った支給決定障害者に対し交付しなければならない。

5 指定生活介護事業者は、第3項に規定する費用の額に係るサービスの提供に当たっては、あらかじめ、支給決定障害者に対し、当該サービス内容及び費用について説明を行い、当該支給決定障害者の同意を得なければならない。

(介護)

第84条 介護は、利用者の自立の支援及び日常生活の充実に資するよう、利用者の心身の状況に応じ、必要な技術をもって行われなければならない。

2 指定生活介護事業者は、利用者の心身の状況に応じ、排せつの自立について必要な援助を行い、おむつを使用せざるを得ない利用者のおむつを適切に取り替えなければならない。

3 指定生活介護事業者は、前2項に規定するもののほか、利用者に対し、離床、着替え、整容その他日常生活上必要な支援を適切に行わなければならない。

4 指定生活介護事業者は、常時1人以上の従業者を介護に従事させなければならない。

5 指定生活介護事業者は、利用者に対し、当該利用者の負担により、当該指定生活介護事

業所の従業者以外の者による介護を受けさせてはならない。

(生産活動)

第85条 指定生活介護事業者は、生産活動の機会の提供に当たっては、地域の実情並びに製品及びサービスの需給状況等を考慮して行うように努めるとともに、利用者のうち生産活動に従事する者の作業時間、作業量等が過重な負担とならないよう配慮しなければならない。

2 指定生活介護事業者は、生産活動の機会の提供に当たっては、生産活動の能率の向上が図られるよう、利用者のうち生産活動に従事する者の障害の特性等を踏まえた工夫を行わなければならない。

3 指定生活介護事業者は、生産活動の機会の提供に当たっては、防塵設備又は消火設備の設置その他の生産活動を安全に行うために必要な措置を講じなければならない。

(工賃の支払)

第86条 指定生活介護事業者は、利用者のうち生産活動に従事する者に、当該生産活動に係る事業の収入から当該生産活動に係る事業に必要な経費を控除した額に相当する額を工賃として支払わなければならない。

(職場への定着のための支援の実施)

第86条の2 指定生活介護事業者は、障害者の職場への定着を促進するため、当該指定生活介護事業者が提供する指定生活介護を受けて通常の事業所に新たに雇用された障害者について、障害者就業・生活支援センター等の関係機関と連携して、当該障害者が就職した日から6月以上、職業生活における相談等の支援の継続に努めなければならない。

(食事)

第87条 指定生活介護事業者は、あらかじめ、利用者に対し食事の提供の有無を説明し、提供を行う場合には、その内容及び費用に関して説明を行い、当該利用者の同意を得なければならない。

2 指定生活介護事業者は、利用者の心身の状況及び嗜好を考慮し、適切な時間に食事の提供を行うとともに、利用者の年齢及び障害の特性に応じた、適切な栄養量及び内容の食事の提供を行うため、必要な栄養管理を行わなければならない。

3 調理は、あらかじめ作成された献立に従って行われなければならない。

4 指定生活介護事業者は、食事の提供を行う場合には、献立の内容、栄養価の算定及び調理の方法について保健所等の指導を受けるよう努めなければならない。ただし、栄養士を置く指定生活介護事業所にあつては、この限りでない。

(健康管理)

第88条 指定生活介護事業者は、常に利用者の健康の状況に注意し、健康保持のための必要な措置を講じなければならない。

(支給決定障害者に関する市町村への通知)

第89条 指定生活介護事業者は、指定生活介護を受けている支給決定障害者が次のいずれかに該当する場合は、遅滞なく、意見を付してその旨を市町村に通知しなければならない。

- (1) 正当な理由なく、指定生活介護の利用に関する指示に従わないことにより、障害の状態等を悪化させたと認められるとき。
- (2) 偽りその他不正な行為によって介護給付費又は特例介護給付費を受け、又は受けようとしたとき。

(衛生管理等)

第90条 指定生活介護事業者は、利用者の使用する設備及び飲用に供する水について、衛生的な管理に努めるとともに、衛生上必要な措置を講じ、かつ、健康管理等に必要となる機械器具等の管理を適正に行わなければならない。

- 2 指定生活介護事業者は、当該指定生活介護事業所において感染症又は食中毒が発生し、又はまん延しないように、必要な措置を講ずるとともに、感染症及び食中毒の発生及びまん延の防止に係る研修を実施するよう努めなければならない。

(協力医療機関)

第91条 指定生活介護事業者は、利用者の病状の急変等に備えるために、あらかじめ、協力医療機関(当該指定生活介護事業所との間で、利用者が医療を必要とした際の連携協力が合意されている医療機関をいう。)を定めなければならない。

(掲示)

第92条 指定生活介護事業者は、指定生活介護事業所の見やすい場所に、運営規程の概要、従業員の勤務体制、前条の協力医療機関その他の利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項を掲示しなければならない。

- 2 前項の規定にかかわらず、掲示が著しく困難な場合は、利用者が自由に見ることができる場所に重要事項を記載した書面を設置することにより、掲示に代えることができる。

(準用)

第93条 第13条から第21条まで、第23条、第24条、第26条、第27条、第32条、第36条から第41条まで、第53条、第54条、第56条、第62条、第63条、第69条及び第72条から第75条までの規定は、指定生活介護の事業について準用する。

この場合において、第24条第2項中「次条第1項」とあるのは「第83条第1項」と、第27条第2項中「第25条第2項」とあるのは「第83条第2項」と、第53条第2項及び第54条中「療養介護計画」とあるのは「生活介護計画」と、第62条第1項中「療養介護計画」とあるのは「生活介護計画」と、第75条第2項第1号中「療養介護計画」とあるのは「生活介護計画」と、同項第2号中「第58条第1項」とあるのは「第93条において準用する第23条第1項」と、同項第3号中「第68条」とあるのは「第89条」と、同項第4号中「第72条第3項」とあるのは「第93条において準用する第72条第3項」と、同項第5号及び第6号中「次条」とあるのは「第93条」と読み替えるものとする。

第5節 共生型障害福祉サービスに関する基準

(共生型生活介護の事業を行う指定児童発達支援事業者等の基準)

第93条の2 生活介護に係る共生型障害福祉サービス(以下「共生型生活介護」という。)の事業を行う指定児童発達支援事業者(指定通所支援基準第5条第1項に規定する指定児童発達支援事業者をいう。)又は指定放課後等デイサービス事業者(指定通所支援基準第66条第1項に規定する指定放課後等デイサービス事業者をいう。)は、当該事業について市規則で定める基準を満たさなければならない。

(共生型生活介護の事業を行う指定通所介護事業者等の基準)

第93条の3 共生型生活介護の事業を行う指定通所介護事業者(指定居宅サービス等条例第99条第1項に規定する指定通所介護事業者をいう。)又は指定地域密着型通所介護事業者(八王子市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営の基準に関する条例(平成25年八王子市条例第17号。以下「指定地域密着型サービス条例」という。)第59条の3第1項に規定する指定地域密着型通所介護事業者をいう。)(以下「指定通所介護事業者等」という。)は、当該事業について市規則で定める基準を満たさなければならない。

(共生型生活介護の事業を行う指定小規模多機能型居宅介護事業者等の基準)

第93条の4 共生型生活介護の事業を行う指定小規模多機能型居宅介護事業者(指定地域密着型サービス条例第82条第1項に規定する指定小規模多機能型居宅介護事業者をいう。)、指定看護小規模多機能型居宅介護事業者(指定地域密着型サービス条例第191条第1項に規定する指定看護小規模多機能型居宅介護事業者をいう。)又は指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業者(八王子市指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な

支援の方法の基準に関する条例(平成25年八王子市条例第18号。以下「指定地域密着型介護予防サービス条例」という。)第44条第1項に規定する指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業者をいう。以下同じ。)(以下「指定小規模多機能型居宅介護事業者等」という。)は、当該事業について市規則で定める基準を満たさなければならない。

(準用)

第93条の5 第13条から第21条まで、第23条、第24条、第26条、第27条、第32条、第36条から第41条まで、第51条、第53条、第54条、第56条、第62条、第63条、第69条、第72条から第75条まで、第77条、第79条及び前節(第93条を除く。)の規定は、共生型生活介護の事業について準用する。

第6節 基準該当障害福祉サービスに関する基準

(基準該当生活介護の基準)

第94条 生活介護に係る基準該当障害福祉サービス(第206条に規定する特定基準該当生活介護を除く。以下この節において「基準該当生活介護」という。)の事業を行う者は、当該事業について市規則で定める基準を満たさなければならない。

(指定小規模多機能型居宅介護事業所等に関する特例)

第95条 市規則で定める要件を満たした指定小規模多機能型居宅介護事業者等(指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業者を除く。以下この条、第109条、第130条の2及び第141条の2において同じ。)が地域において指定生活介護が提供されていないこと等により指定生活介護を受けることが困難な障害者に対して指定小規模多機能型居宅介護等(指定介護予防小規模多機能型居宅介護を除く。以下この条、第109条、第130条の2及び第141条の2において同じ。)のうち通いサービス(指定地域密着型介護予防サービス条例第44条第1項に規定する通いサービスを除く。以下この条、第109条、第130条の2及び第141条の2において同じ。)を提供する場合には、当該通いサービスを基準該当生活介護と、当該通いサービスを行う指定小規模多機能型居宅介護事業所等(指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所を除く。以下この条、第109条、第130条の2及び第141条の2において同じ。)を基準該当生活介護事業所とみなす。この場合において、前条の規定は、当該指定小規模多機能型居宅介護事業所等については適用しない。

(準用)

第96条 第83条第2項から第5項までの規定は、基準該当生活介護の事業について準用する。

第5章 短期入所

第1節 基本方針

(基本方針)

第97条 短期入所に係る指定障害福祉サービス(以下この章において「指定短期入所」という。)の事業は、利用者の身体その他の状況及び置かれている環境に応じて、入浴、排せつ及び食事の介護その他の必要な保護を適切かつ効果的に行うものでなければならない。

第2節 人員に関する基準

(従業者の配置の基準)

第98条 法第5条第8項に規定する施設が、指定短期入所の事業を行う事業所(以下この章において「指定短期入所事業所」という。)として当該施設と一体的に運営を行う事業所(以下この条、第100条及び第107条において「併設事業所」という。)を設置する場合において、当該施設及び併設事業所に置くべき従業者の総数は、次の各号に掲げる場合に応じ、それぞれ市規則で定める基準を満たさなければならない。

(1) 指定障害者支援施設(法第29条第1項に規定する指定障害者支援施設をいう。以下同じ。)その他の法第5条第8項に規定する施設(入所によるものに限り、次号に掲げるものを除く。次項において「入所施設等」という。)が、併設事業所を設置する場合

(2) 第133条に規定する指定自立訓練(生活訓練)事業者(省令第25条第7号に規定する宿泊型自立訓練の事業を行う者に限る。)、第177条に規定する指定共同生活援助事業者、第192条の2に規定する日中サービス支援型指定共同生活援助事業者又は第195条に規定する外部サービス利用型指定共同生活援助事業者(次項において「指定自立訓練(生活訓練)事業者等」という。)が、併設事業所を設置する場合

2 法第5条第8項に規定する施設が、当該施設の全部又は一部が利用者に利用されていない居室を利用して指定短期入所の事業を行う場合において、当該事業を行う事業所(以下この章において「空床利用型事業所」という。)は、従業者を、次の各号に掲げる場合に応じ、それぞれ市規則で定める基準により置かなければならない。

(1) 入所施設等が、空床利用型事業所を設置する場合

(2) 指定自立訓練(生活訓練)事業者等が、空床利用型事業所を設置する場合

3 併設事業所又は空床利用型事業所以外の指定短期入所事業所(以下この条及び第100条において「単独型事業所」という。)は、生活支援員を、次の各号に掲げる場合に応じ、

それぞれ市規則で定める基準により置かなければならない。

(1) 指定生活介護事業所、第123条第1項に規定する指定自立訓練(機能訓練)事業所、第133条に規定する指定自立訓練(生活訓練)事業所、第144条に規定する指定就労移行支援事業所、第155条に規定する指定就労継続支援A型事業所、指定就労継続支援B型事業所(第167条に規定する指定就労継続支援B型の事業を行う者が当該事業を行う事業所をいう。)、第177条に規定する指定共同生活援助事業所、第192条の4に規定する日中サービス支援型指定共同生活援助事業所、第195条に規定する外部サービス利用型指定共同生活援助事業所又は指定障害児通所支援事業所(児童福祉法第21条の5の3第1項に規定する指定通所支援の事業を行う者が当該事業を行う事業所をいう。以下この条、第180条及び第189条において「指定生活介護事業所等」と総称する。)において指定短期入所の事業を行う場合

(2) 指定生活介護事業所等以外の単独型事業所において指定短期入所の事業を行う場合

(準用)

第99条 第51条の規定は、指定短期入所の事業について準用する。

第3節 設備に関する基準

(設備及び備品等)

第100条 指定短期入所事業所は、併設事業所又は法第5条第8項に規定する施設の居室であって、その全部又は一部が利用者に利用されていない居室を用いるものでなければならない。

2 併設事業所は、当該併設事業所及び当該併設事業所と同一敷地内にある法第5条第8項に規定する施設(以下この条において「併設本体施設」という。)の効率的な運営が見込まれる場合であって、かつ、当該併設本体施設及び当該併設事業所の利用者の支援に支障がないときは、当該併設本体施設の設備(居室を除く。)を指定短期入所の事業の用に供することができる。

3 空床利用型事業所は、当該施設として必要とされる設備を有することで足りる。

4 単独型事業所は、居室、食堂、浴室、洗面所、便所その他運営上必要な設備を市規則で定める基準により設けなければならない。

第4節 運営に関する基準

(運営規程)

第101条 指定短期入所の事業を行う者(以下この章において「指定短期入所事業者」と

いう。)は、各指定短期入所事業所において、次の各号(空床利用型事業所にあつては、第3号を除く。)に掲げる事業の運営についての重要事項に関する運営規程を定めなければならない。

- (1) 事業の目的及び運営の方針
- (2) 従業者の職種、員数及び職務の内容
- (3) 利用定員
- (4) 指定短期入所の内容並びに支給決定障害者等から受領する費用の種類及びその額
- (5) 指定短期入所の利用に当たっての留意事項
- (6) 緊急時等における対応方法
- (7) 非常災害対策
- (8) 事業の主たる対象とする障害の種類を定めた場合には当該障害の種類
- (9) 虐待の防止のための措置に関する事項
- (10) 緊急やむを得ない場合に身体的拘束等を行う際の手続
- (11) その他事業の運営に関する重要事項
(対象者等)

第102条 指定短期入所事業者は、介護を行う者の疾病その他の理由により、居宅において介護を受けることが一時的に困難となった利用者を対象に、指定短期入所を提供するものとする。

2 指定短期入所事業者は、他の指定障害福祉サービス事業者その他保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携により、指定短期入所の提供後においても提供前と同様に利用者が継続的に保健医療サービス又は福祉サービスを利用できるよう必要な援助に努めなければならない。

(入退所の記録の記載等)

第103条 指定短期入所事業者は、利用者の入所又は退所に際しては、指定短期入所事業所の名称、当該入所又は退所の年月日その他の必要な事項を、支給決定障害者等の受給者証に記載しなければならない。

2 指定短期入所事業者は、自らの指定短期入所の提供により、支給決定障害者等が提供を受けた指定短期入所の量の総量が支給量に達した場合は、当該支給決定障害者等に係る受給者証の指定短期入所の提供に係る部分の写しを市町村に提出しなければならない。

(利用者負担額等の受領)

第104条 指定短期入所事業者は、法定代理受領を行う指定短期入所を提供した際は、支

給決定障害者等から当該指定短期入所に係る利用者負担額の支払を受けるものとする。

- 2 指定短期入所事業者は、法定代理受領を行わない指定短期入所を提供した際は、支給決定障害者等から当該指定短期入所に係る指定障害福祉サービス等費用基準額の支払を受けるものとする。
- 3 指定短期入所事業者は、前2項に定める場合において支給決定障害者等から支払を受ける額のほか、指定短期入所において提供される便宜に要する費用のうち、市規則で定める費用の額の支払を支給決定障害者等から受けることができる。
- 4 指定短期入所事業者は、前3項に規定する額の支払を受けた場合は、当該額に係る領収証を当該額を支払った支給決定障害者等に対し交付しなければならない。
- 5 指定短期入所事業者は、第3項に規定する費用の額に係るサービスの提供に当たっては、あらかじめ、支給決定障害者等に対し、当該サービスの内容及び費用について説明を行い、当該支給決定障害者等の同意を得なければならない。

(指定短期入所の取扱方針)

第105条 指定短期入所は、利用者の身体その他の状況及び置かれている環境に応じ適切に提供されなければならない。

- 2 指定短期入所事業所の従業者は、指定短期入所の提供に当たっては、利用者又はその介護を行う者に対し、指定短期入所の提供方法等について、説明を行わなければならない。
- 3 指定短期入所事業者は、提供する指定短期入所の質の評価を行い、常に改善を図らなければならない。

(サービスの提供)

第106条 指定短期入所の提供に当たっては、利用者の自立の支援及び日常生活の充実に資するよう、利用者の心身の状況に応じ、必要な技術をもって行わなければならない。

- 2 指定短期入所事業者は、利用者を入浴させ、又は清しきしなければならない。
- 3 指定短期入所事業者は、利用者に対し、当該支給決定障害者等の負担により、当該指定短期入所事業所の従業者以外の者による保護を受けさせてはならない。
- 4 指定短期入所事業者は、支給決定障害者等からの依頼を受けた場合には、利用者に対して食事の提供を行わなければならない。
- 5 利用者の食事は、栄養並びに利用者の身体の状況及び嗜好を考慮したものとするとともに、適切な時間に提供しなければならない。

(定員の遵守)

第107条 指定短期入所事業者は、次の各号に掲げる事業所ごとに、それぞれ市規則で定

める数以上の利用者に対して同時に指定短期入所を提供してはならない。ただし、災害、虐待その他のやむを得ない事情がある場合は、この限りでない。

- (1) 併設事業所
- (2) 空床利用型事業所
- (3) 単独型事業所

(準用)

第108条 第13条、第15条から第21条まで、第23条、第24条、第26条、第27条、第32条、第33条、第36条から第42条まで、第53条第1項及び第3項、第56条、第63条、第72条から第74条まで、第88条及び第90条から第92条までの規定は、指定短期入所の事業について準用する。この場合において、第24条第2項中「次条第1項」とあるのは「第104条第1項」と、第27条第2項中「第25条第2項」とあるのは「第104条第2項」と、第92条中「前条」とあるのは「第108条において準用する前条」と読み替えるものとする。

第5節 共生型障害福祉サービスに関する基準

(共生型短期入所の事業を行う指定短期入所生活介護事業者等の基準)

第108条の2 短期入所に係る共生型障害福祉サービス(以下「共生型短期入所」という。)の事業を行う指定短期入所生活介護事業者(指定居宅サービス等条例第147条第1項に規定する指定短期入所生活介護事業者をいう。)又は指定介護予防短期入所生活介護事業者(八王子市指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法の基準に関する条例(平成26年八王子市条例第59号。以下「指定介護予防居宅サービス等条例」という。))第129条第1項に規定する指定介護予防短期入所生活介護事業者をいう。)は、当該事業について市規則で定める基準を満たさなければならない。

(共生型短期入所の事業を行う指定小規模多機能型居宅介護事業者等の基準)

第108条の3 共生型短期入所の事業を行う指定小規模多機能型居宅介護事業者等は、当該事業について市規則で定める基準を満たさなければならない。

(準用)

第108条の4 第13条、第15条から第21条まで、第23条、第24条、第26条、第27条、第32条、第33条、第36条から第42条まで、第51条、第53条第1項及び第3項、第56条、第63条、第69条、第72条から第74条まで、第88条、第90条から第92条まで、第97条及び前節(第107条及び第108条を除く。)の規

定は、共生型短期入所の事業について準用する。

第6節 基準該当障害福祉サービスに関する基準

(指定小規模多機能型居宅介護事業所等に関する特例)

第109条 短期入所に係る基準該当障害福祉サービス(以下「基準該当短期入所」という。)の事業を行う者は、当該事業について市規則で定める基準を満たさなければならない。

(準用)

第110条 第104条第2項から第5項までの規定は、基準該当短期入所の事業について準用する。

第6章 重度障害者等包括支援

第1節 基本方針

(基本方針)

第111条 重度障害者等包括支援に係る指定障害福祉サービス(以下この章において「指定重度障害者等包括支援」という。)の事業は、常時介護を要する利用者であって、その介護の必要の程度が著しく高いものが自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、当該利用者の身体その他の状況及び置かれている環境に応じて、障害福祉サービスを包括的に提供し、生活全般にわたる援助を適切かつ効果的に行うものでなければならない。

第2節 人員に関する基準

(従業者の配置の基準)

第112条 指定重度障害者等包括支援の事業を行う者(以下この章において「指定重度障害者等包括支援事業者」という。)は、当該指定重度障害者等包括支援事業者が指定を受けている指定障害福祉サービス事業者(指定療養介護事業者を除く。第115条において同じ。)又は指定障害者支援施設の人員に関する基準(管理者に係るものを除く。)を満たさなければならない。

2 指定重度障害者等包括支援事業者は、各指定重度障害者等包括支援の事業を行う事業所(以下この章において「指定重度障害者等包括支援事業所」という。)において、サービス提供責任者を1人以上置かなければならない。

3 サービス提供責任者は、指定重度障害者等包括支援の提供に係るサービス管理を行う者として厚生労働大臣が定めるものでなければならない。

4 サービス提供責任者のうち、1人以上は、常勤の当該指定重度障害者等包括支援事業所の職務に従事する者でなければならない。

(準用)

第113条 第6条の規定は、指定重度障害者等包括支援の事業について準用する。

第3節 設備に関する基準

(準用)

第114条 第8条第1項の規定は、指定重度障害者等包括支援の事業について準用する。

第4節 運営に関する基準

(実施主体)

第115条 指定重度障害者等包括支援事業者は、指定障害福祉サービス事業者又は指定障害者支援施設でなければならない。

(事業所の体制)

第116条 指定重度障害者等包括支援事業所は、利用者からの連絡に随時対応できる体制を有していなければならない。

- 2 指定重度障害者等包括支援事業所は、自ら又は第111条の規定にのっとり障害福祉サービスを提供することができる者(以下この条において「提供者」という。)に委託することにより、2以上の障害福祉サービスを提供できる体制を有していなければならない。
- 3 指定重度障害者等包括支援事業所は、事業の主たる対象とする利用者に関する専門の医師を有する医療機関と協力する体制を有していなければならない。

(障害福祉サービスの提供に係る基準)

第117条 指定重度障害者等包括支援において提供する障害福祉サービス(生活介護、自立訓練、就労移行支援及び就労継続支援に限る。)を自ら又は提供者に委託することにより提供する場合にあっては、当該指定重度障害者等包括支援事業所又は当該委託を受けて障害福祉サービスを提供する事業所は、八王子市障害福祉サービス事業の設備及び運営の基準に関する条例(平成26年八王子市条例第48号)又は八王子市障害者支援施設の設備及び運営の基準に関する条例(平成26年八王子市条例第50号)に規定する基準を満たさなければならない。

- 2 指定重度障害者等包括支援事業者は、指定重度障害者等包括支援事業所又は委託を受けた提供者の従業者に、利用者が当該従業者の同居の家族である場合は、当該利用者に対する指定重度障害者等包括支援において提供する障害福祉サービス(居宅介護、重度訪問介護、同行援護及び行動援護に限る。)の提供をさせてはならない。
- 3 指定重度障害者等包括支援において提供する障害福祉サービス(短期入所及び共同生活援助に限る。)を自ら又は提供者に委託することにより提供する場合にあっては、当該指

定重度障害者等包括支援事業所又は当該委託を受けて障害福祉サービスを提供する事業所は、当該障害福祉サービスごとに、この条例に規定する基準を満たさなければならない。

(重度障害者等包括支援計画の作成)

第 1 1 8 条 サービス提供責任者は、重度障害者等包括支援計画(利用者又は当該利用者である障害児の保護者の日常生活全般の状況、希望等を踏まえて、週を単位として、具体的な指定重度障害者等包括支援の内容等を記載した計画をいう。)を作成しなければならない。

2 サービス提供責任者は、重度障害者等包括支援計画を作成した際は、利用者及びその同居の家族に対してその内容を説明し、当該重度障害者等包括支援計画を交付しなければならない。

3 サービス提供責任者は、重度障害者等包括支援計画作成後に、当該重度障害者等包括支援計画の実施状況の把握を行い、必要に応じ変更を行うものとする。この場合においては、前 2 項の規定を準用する。

(運営規程)

第 1 1 9 条 指定重度障害者等包括支援事業者は、各指定重度障害者等包括支援事業所において、次に掲げる事業の運営についての重要事項に関する運営規程を定めなければならない。

- (1) 事業の目的及び運営の方針
- (2) 従業者の職種、員数及び職務の内容
- (3) 指定重度障害者等包括支援を提供できる利用者の数
- (4) 指定重度障害者等包括支援の内容並びに支給決定障害者等から受領する費用の種類及びその額
- (5) 通常の事業の実施地域(当該指定重度障害者等包括支援事業所が通常時に指定重度障害者等包括支援を提供する地域をいう。)
- (6) 緊急時等における対応方法
- (7) 事業の主たる対象とする利用者
- (8) 虐待の防止のための措置に関する事項
- (9) 緊急やむを得ない場合に身体的拘束等を行う際の手続
- (10) その他事業の運営に関する重要事項

(指定重度障害者等包括支援の取扱方針)

第 1 2 0 条 指定重度障害者等包括支援事業者は、重度障害者等包括支援計画に基づき、利

利用者が自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、当該利用者の身体その他の状況及び置かれている環境に応じて、当該利用者の支援を適切に行うとともに、指定重度障害者等包括支援の提供が画一的なものとならないよう配慮しなければならない。

2 指定重度障害者等包括支援事業所の従業者は、指定重度障害者等包括支援の提供に当たっては、利用者又はその家族に対し、支援上必要な事項について、説明しなければならない。

3 指定重度障害者等包括支援事業者は、提供する指定重度障害者等包括支援の質の評価を行い、常に改善を図らなければならない。

(準用)

第121条 第13条から第25条まで、第27条、第32条から第42条まで及び第53条の規定は、指定重度障害者等包括支援の事業について準用する。この場合において、第24条第2項中「次条第1項」とあるのは「第121条において準用する次条第1項」と、第27条第2項中「第25条第2項」とあるのは「第121条において準用する第25条第2項」と読み替えるものとする。

第7章 自立訓練(機能訓練)

第1節 基本方針

(基本方針)

第122条 自立訓練(機能訓練)(省令第6条の6第1号に規定する自立訓練(機能訓練)をいう。以下同じ。)に係る指定障害福祉サービス(以下「指定自立訓練(機能訓練)」という。)の事業は、利用者が自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、省令第6条の6第1号に規定する期間にわたり、身体機能又は生活能力の維持、向上等のために必要な訓練その他の便宜の供与を適切かつ効果的に行うものでなければならない。

第2節 人員に関する基準

(従業者の配置の基準)

第123条 指定自立訓練(機能訓練)の事業を行う者(以下「指定自立訓練(機能訓練)事業者」という。)は、当該事業を行う事業所(以下「指定自立訓練(機能訓練)事業所」という。)ごとに、次に掲げる従業者を市規則で定める基準により置かななければならない。ただし、第1号の理学療法士又は作業療法士を確保することが困難な場合には、日常生活を営むのに必要な機能の減退を防止するための訓練を行う能力を有する看護師その他の者を機能訓練指導員として置くことをもって、第1号の理学療法士又は作業療法士に代えることができる。

(1) 看護職員、理学療法士又は作業療法士及び生活支援員

(2) サービス管理責任者

2 指定自立訓練（機能訓練）事業者が、指定自立訓練（機能訓練）事業所における指定自立訓練（機能訓練）に併せて、利用者の居宅を訪問することにより指定自立訓練（機能訓練）を提供する場合は、前項第1号に規定するもののほか、市規則で定める基準により生活支援員を置くものとする。

（準用）

第124条 第51条及び第79条の規定は、指定自立訓練（機能訓練）の事業について準用する。

第3節 設備に関する基準

（準用）

第125条 第81条の規定は、指定自立訓練（機能訓練）の事業について準用する。

第4節 運営に関する基準

（利用者負担額等の受領）

第126条 指定自立訓練（機能訓練）事業者は、法定代理受領を行う指定自立訓練（機能訓練）を提供した際は、支給決定障害者から当該指定自立訓練（機能訓練）に係る利用者負担額の支払を受けるものとする。

2 指定自立訓練（機能訓練）事業者は、法定代理受領を行わない指定自立訓練（機能訓練）を提供した際は、支給決定障害者から当該指定自立訓練（機能訓練）に係る指定障害福祉サービス等費用基準額の支払を受けるものとする。

3 指定自立訓練（機能訓練）事業者は、前2項に定める場合において支給決定障害者から支払を受ける額のほか、指定自立訓練（機能訓練）において提供される便宜に要する費用のうち、市規則で定める費用の額の支払を支給決定障害者から受けることができる。

4 指定自立訓練（機能訓練）事業者は、前3項に規定する額の支払を受けた場合は、当該額に係る領収証を当該額を支払った支給決定障害者に対し交付しなければならない。

5 指定自立訓練（機能訓練）事業者は、第3項に規定する費用の額に係るサービスの提供に当たっては、あらかじめ、支給決定障害者に対し、当該サービス内容及び費用について説明を行い、当該支給決定障害者の同意を得なければならない。

（訓練）

第127条 指定自立訓練（機能訓練）事業者は、利用者の自立の支援及び日常生活の充実に資するよう、利用者の心身の状況に応じ、必要な技術をもって訓練を行わなければならない。

ない。

- 2 指定自立訓練(機能訓練)事業者は、利用者に対し、有する能力を活用することにより、自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、当該利用者の心身の特性に応じ、必要な訓練を行わなければならない。
- 3 指定自立訓練(機能訓練)事業者は、常時1人以上の従業者を訓練に従事させなければならない。
- 4 指定自立訓練(機能訓練)事業者は、利用者に対し、当該利用者の負担により、当該指定自立訓練(機能訓練)事業所の従業者以外の者による訓練を受けさせてはならない。
(地域生活への移行のための支援)

第128条 指定自立訓練(機能訓練)事業者は、利用者が地域において自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、第144条第1項に規定する指定就労移行支援事業者その他の障害福祉サービス事業者等と連携し、必要な調整を行わなければならない。

- 2 指定自立訓練(機能訓練)事業者は、利用者が地域において安心して日常生活又は社会生活を営むことができるよう、当該利用者が住宅等における生活に移行した後も、一定期間、定期的に、連絡、相談等を行わなければならない。
(準用)

第129条 第13条から第24条まで、第26条、第27条、第32条、第36条から第41条まで、第53条、第54条、第56条、第62条、第63条、第69条、第72条から第75条まで、第82条及び第86条の2から第92条までの規定は、指定自立訓練(機能訓練)の事業について準用する。この場合において、第24条第2項中「次条第1項」とあるのは「第126条第1項」と、第27条第2項中「第25条第2項」とあるのは「第126条第2項」と、第53条第2項中「療養介護計画」とあるのは「自立訓練(機能訓練)計画」と、第54条第2項及び第4項から第6項までの規定中「療養介護計画」とあるのは「自立訓練(機能訓練)計画」と、同条第7項中「療養介護計画」とあるのは「自立訓練(機能訓練)計画」と、「6月」とあるのは「3月」と、同条第9項中「療養介護計画」とあるのは「自立訓練(機能訓練)計画」と、第62条第1項中「療養介護計画」とあるのは「自立訓練(機能訓練)計画」と、第75条第2項第1号中「療養介護計画」とあるのは「自立訓練(機能訓練)計画」と、同項第2号中「第58条第1項」とあるのは「第129条において準用する第23条第1項」と、同項第3号中「第68条」とあるのは「第129条において準用する第89条」と、同項第4号中「第72条第3項」とあるのは「第129条において準用する第72条第3項」と、同項第5号及び第6号中

「次条」とあるのは「第129条」と、第82条中「第92条」とあるのは「第129条において準用する第92条」と、第92条中「前条」とあるのは「第129条において準用する前条」と読み替えるものとする。

第5節 共生型障害福祉サービスに関する基準

(共生型自立訓練(機能訓練)の事業を行う指定通所介護事業者等の基準)

第129条の2 自立訓練(機能訓練)に係る共生型障害福祉サービス(以下「共生型自立訓練(機能訓練)」という。)の事業を行う指定通所介護事業者等は、当該事業について市規則で定める基準を満たさなければならない。

(共生型自立訓練(機能訓練)の事業を行う指定小規模多機能型居宅介護事業者等の基準)

第129条の3 共生型自立訓練(機能訓練)の事業を行う指定小規模多機能型居宅介護事業者等は、当該事業について市規則で定める基準を満たさなければならない。

(準用)

第129条の4 第13条から第24条まで、第26条、第27条、第32条、第36条から第41条まで、第51条、第53条、第54条、第56条、第62条、第63条、第69条、第72条から第75条まで、第79条、第82条、第86条の2から第92条まで、第122条及び前節(第129条を除く。)の規定は、共生型自立訓練(機能訓練)の事業について準用する。

第6節 基準該当障害福祉サービスに関する基準

(基準該当自立訓練(機能訓練)の基準)

第130条 自立訓練(機能訓練)に係る基準該当障害福祉サービス(第206条に規定する特定基準該当自立訓練(機能訓練)を除く。以下この節において「基準該当自立訓練(機能訓練)」という。)の事業を行う者(以下この節において「基準該当自立訓練(機能訓練)事業者」という。)は、当該事業について市規則で定める基準を満たさなければならない。

(指定小規模多機能型居宅介護事業所等に関する特例)

第130条の2 市規則で定める要件を満たした指定小規模多機能型居宅介護事業者等が地域において自立訓練(機能訓練)が提供されていないこと等により自立訓練(機能訓練)を受けることが困難な障害者に対して指定小規模多機能型居宅介護のうち通いサービスを提供する場合には、当該通いサービスを基準該当自立訓練(機能訓練)と、当該通いサービスを行う指定小規模多機能型居宅介護事業所等を基準該当自立訓練(機能訓練)事業所とみなす。この場合において、前条の規定は、当該指定小規模多機能型居宅介護事業

所等については適用しない。

(準用)

第131条 第126条第2項から第5項までの規定は、基準該当自立訓練(機能訓練)の事業について準用する。

第8章 自立訓練(生活訓練)

第1節 基本方針

(基本方針)

第132条 自立訓練(生活訓練)(省令第6条の6第2号に規定する自立訓練(生活訓練)をいう。以下同じ。)に係る指定障害福祉サービス(以下「指定自立訓練(生活訓練)」という。)の事業は、利用者が自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、省令第6条の6第2号に規定する期間にわたり、生活能力の維持、向上等のために必要な支援、訓練その他の便宜の供与を適切かつ効果的に行うものでなければならない。

第2節 人員に関する基準

(従業者の配置の基準)

第133条 指定自立訓練(生活訓練)の事業を行う者(以下「指定自立訓練(生活訓練)事業者」という。)は、当該事業を行う事業所(以下「指定自立訓練(生活訓練)事業所」という。)ごとに、次に掲げる従業者を市規則で定める基準により置かなければならない。ただし、第2号の地域移行支援員については、指定宿泊型自立訓練事業所(指定宿泊型自立訓練(指定自立訓練(生活訓練)のうち、省令第25条第6号に規定する宿泊型自立訓練に係るものをいう。以下この章において同じ。)を行う指定自立訓練(生活訓練)事業所をいう。第135条において同じ。)に限る。

- (1) 生活支援員
- (2) 地域移行支援員
- (3) サービス管理責任者

(準用)

第134条 第51条及び第79条の規定は、指定自立訓練(生活訓練)の事業について準用する。

第3節 設備に関する基準

(設備)

第135条 指定自立訓練(生活訓練)事業所は、訓練・作業室、相談室、洗面所、便所、多目的室その他運営に必要な設備を市規則で定める基準により設けなければならない。

- 2 指定宿泊型自立訓練事業所にあつては、前項に規定する設備のほか、居室及び浴室を市規則で定める基準により設けなければならない。ただし、当該指定宿泊型自立訓練事業所が指定宿泊型自立訓練のみを行う場合にあっては、同項に規定する訓練・作業室を設けないことができる。
- 3 第1項に規定する相談室及び多目的室は、利用者の支援に支障がない場合は、兼用とすることができる。
- 4 第1項及び第2項に規定する設備は、専ら当該指定自立訓練(生活訓練)事業所の用に供するものでなければならない。ただし、利用者の支援に支障がない場合は、この限りでない。

第4節 運営に関する基準

(サービスの提供の記録)

第136条 指定自立訓練(生活訓練)事業者は、指定自立訓練(生活訓練)(指定宿泊型自立訓練を除く。)を提供した際は、当該指定自立訓練(生活訓練)の提供日、内容その他必要な事項をその都度記録しなければならない。

2 指定自立訓練(生活訓練)事業者は、指定宿泊型自立訓練を提供した際は、当該指定宿泊型自立訓練の提供日、内容その他必要な事項を記録しなければならない。

3 指定自立訓練(生活訓練)事業者は、前2項の規定による記録に際し、支給決定障害者から指定自立訓練(生活訓練)の提供を受けたことについて確認を受けなければならない。

(利用者負担額等の受領)

第137条 指定自立訓練(生活訓練)事業者は、法定代理受領を行う指定自立訓練(生活訓練)を提供した際は、支給決定障害者から当該指定自立訓練(生活訓練)に係る利用者負担額の支払を受けるものとする。

2 指定自立訓練(生活訓練)事業者は、法定代理受領を行わない指定自立訓練(生活訓練)を提供した際は、支給決定障害者から当該指定自立訓練(生活訓練)に係る指定障害福祉サービス等費用基準額の支払を受けるものとする。

3 指定自立訓練(生活訓練)事業者は、前2項に定める場合において支給決定障害者から支払を受ける額のほか、指定自立訓練(生活訓練)(指定宿泊型自立訓練を除く。)において提供される便宜に要する費用のうち、市規則で定める費用の額の支払を支給決定障害者から受けることができる。

4 指定自立訓練(生活訓練)事業者は、指定宿泊型自立訓練を行う場合には、第1項及び第2項に定める場合において支給決定障害者から支払を受ける額のほか、指定宿泊型自立

訓練において提供される便宜に要する費用のうち、市規則で定める費用の額の支払を支給決定障害者から受けることができる。

5 指定自立訓練（生活訓練）事業者は、第1項から前項までに規定する額の支払を受けた場合は、当該額に係る領収証を当該額を支払った支給決定障害者に対し交付しなければならない。

6 指定自立訓練（生活訓練）事業者は、第3項及び第4項に規定する費用の額に係るサービスの提供に当たっては、あらかじめ、支給決定障害者に対し、当該サービス内容及び費用について説明を行い、当該支給決定障害者の同意を得なければならない。

（利用者負担額に係る管理）

第138条 指定自立訓練（生活訓練）事業者は、支給決定障害者（指定宿泊型自立訓練を受ける者及び厚生労働大臣が定める者に限る。以下この項において同じ。）が同一の月に当該指定自立訓練（生活訓練）事業者等が提供する指定宿泊型自立訓練及び他の指定障害福祉サービス等を受けたときは、当該指定宿泊型自立訓練及び他の指定障害福祉サービス等に係る利用者負担額合計額を算定しなければならない。この場合において、当該指定自立訓練（生活訓練）事業者は、利用者負担額合計額を市町村に報告するとともに、当該支給決定障害者及び当該他の指定障害福祉サービス等を提供した指定障害福祉サービス事業者等に通知しなければならない。

2 指定自立訓練（生活訓練）事業者は、支給決定障害者（指定宿泊型自立訓練を受ける者及び厚生労働大臣が定める者を除く。以下この項において同じ。）の依頼を受けて、当該支給決定障害者が同一の月に当該指定自立訓練（生活訓練）事業者が提供する指定自立訓練（生活訓練）（指定宿泊型自立訓練を除く。）及び他の指定障害福祉サービス等を受けたときは、当該指定自立訓練（生活訓練）及び他の指定障害福祉サービス等に係る利用者負担額合計額を算定しなければならない。この場合において、当該指定自立訓練（生活訓練）事業者は、利用者負担額合計額を市町村に報告するとともに、当該支給決定障害者及び当該他の指定障害福祉サービス等を提供した指定障害福祉サービス事業者等に通知しなければならない。

（記録の整備）

第139条 指定自立訓練（生活訓練）事業者は、従業者、設備、備品及び会計に関する記録を整備しなければならない。

2 指定自立訓練（生活訓練）事業者は、利用者に対する指定自立訓練（生活訓練）の提供に関する次に掲げる記録を整備し、当該記録に係る事象の完結の日から5年間保存しなけ

ればならない。

- (1) 次条において読み替えて準用する第53条第2項の規定により作成する自立訓練（生活訓練）計画
 - (2) 第136条第1項及び第2項に規定する指定自立訓練（生活訓練）の提供の記録
 - (3) 次条において準用する第89条に規定する市町村への通知に係る記録
 - (4) 次条において準用する第72条第3項に規定する身体的拘束等の記録
 - (5) 次条において準用する第39条第2項に規定する苦情の内容等の記録
 - (6) 次条において準用する第40条第1項に規定する事故の状況及び処置についての記録
- （準用）

第140条 第13条から第22条まで、第24条、第27条、第32条、第36条から第41条まで、第53条、第54条、第56条、第62条、第63条、第69条、第72条から第74条まで、第82条、第86条の2から第92条まで、第127条及び第128条の規定は、指定自立訓練（生活訓練）の事業について準用する。この場合において、第24条第2項中「次条第1項から第3項まで」とあるのは「第137条第1項から第4項まで」と、第27条第2項中「第25条第2項」とあるのは「第137条第2項」と、第53条第2項中「療養介護計画」とあるのは「自立訓練（生活訓練）計画」と、第54条第2項及び第4項から第6項までの規定中「療養介護計画」とあるのは「自立訓練（生活訓練）計画」と、同条第7項中「療養介護計画」とあるのは「自立訓練（生活訓練）計画」と、「6月」とあるのは「3月」と、同条第9項中「療養介護計画」とあるのは「自立訓練（生活訓練）計画」と、第62条第1項中「療養介護計画」とあるのは「自立訓練（生活訓練）計画」と、第82条中「第92条」とあるのは「第140条において準用する第92条」と、第92条中「前条」とあるのは「第140条において準用する前条」と読み替えるものとする。

第5節 共生型障害福祉サービスに関する基準

（共生型自立訓練（生活訓練）の事業を行う指定通所介護事業者等の基準）

第140条の2 自立訓練（生活訓練）に係る共生型障害福祉サービス（以下「共生型自立訓練（生活訓練）」という。）の事業を行う指定通所介護事業者等は、当該事業について市規則で定める基準を満たさなければならない。

（共生型自立訓練（生活訓練）の事業を行う指定小規模多機能型居宅介護事業者等の基準）

第140条の3 共生型自立訓練（生活訓練）の事業を行う指定小規模多機能型居宅介護事

業者等は、当該事業について市規則で定める基準を満たさなければならない。

(準用)

第140条の4 第13条から第22条まで、第24条、第27条、第32条、第36条から第41条まで、第51条、第53条、第54条、第56条、第62条、第63条、第69条、第72条から第74条まで、第79条、第82条、第86条の2から第92条まで、第127条、第128条、第132条及び前節(第140条を除く。)の規定は、共生型自立訓練(生活訓練)の事業について準用する。

第6節 基準該当障害福祉サービスに関する基準

(基準該当自立訓練(生活訓練)の基準)

第141条 自立訓練(生活訓練)に係る基準該当障害福祉サービス(第206条に規定する特定基準該当自立訓練(生活訓練)を除く。以下この節において「基準該当自立訓練(生活訓練)」という。)の事業を行う者(以下この節において「基準該当自立訓練(生活訓練)事業者」という。)は、当該事業について市規則で定める基準を満たさなければならない。

(指定小規模多機能型居宅介護事業所等に関する特例)

第141条の2 市規則で定める要件を満たした指定小規模多機能型居宅介護事業者等が地域において自立訓練(生活訓練)が提供されていないこと等により自立訓練(生活訓練)を受けることが困難な障害者に対して指定小規模多機能型居宅介護等のうち通いサービスを提供する場合には、当該通いサービスを基準該当自立訓練(生活訓練)と、当該通いサービスを行う指定小規模多機能型居宅介護事業所等を基準該当自立訓練(生活訓練)事業所とみなす。この場合において、前条の規定は、当該指定小規模多機能型居宅介護事業所等については適用しない。

(準用)

第142条 第126条第2項から第5項までの規定は、基準該当自立訓練(生活訓練)の事業について準用する。

第9章 就労移行支援

第1節 基本方針

(基本方針)

第143条 就労移行支援に係る指定障害福祉サービス(以下「指定就労移行支援」という。)の事業は、利用者が自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、省令第6条の9に規定する者に対して、省令第6条の8に規定する期間にわたり、生産活動その他の

活動の機会の提供を通じて、就労に必要な知識及び能力の向上のために必要な訓練その他の便宜の供与を適切かつ効果的に行うものでなければならない。

第2節 人員に関する基準

(従業者の配置の基準)

第144条 指定就労移行支援の事業を行う者(以下「指定就労移行支援事業者」という。)は、当該事業を行う事業所(以下「指定就労移行支援事業所」という。)ごとに、次に掲げる従業者を市規則で定める基準により置かなければならない。

- (1) 職業指導員及び生活支援員
- (2) 就労支援員
- (3) サービス管理責任者

(認定指定就労移行支援事業所の従業者の配置の基準)

第145条 前条の規定にかかわらず、あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゆう師等に関する法律(昭和22年法律第217号)第2条第1項又は第18条の2第1項の規定によりあん摩マッサージ指圧師、はり師又はきゆう師の学校又は養成施設として認定されている指定就労移行支援事業所(以下この章及び附則第3条において「認定指定就労移行支援事業所」という。)にあっては、次に掲げる従業者を市規則で定める基準により置かなければならない。

- (1) 職業指導員及び生活支援員
- (2) サービス管理責任者

(準用)

第146条 第51条及び第79条の規定は、指定就労移行支援の事業について準用する。この場合において、認定指定就労移行支援事業所については、第79条の規定は、適用しない。

第3節 設備に関する基準

(認定指定就労移行支援事業所の設備)

第147条 次条において準用する第81条の規定にかかわらず、認定指定就労移行支援事業所の設備は、あん摩マッサージ指圧師、はり師及びきゆう師に係る学校養成施設認定規則(昭和26年文部省・厚生省令第2号)に規定するあん摩マッサージ指圧師、はり師又はきゆう師に係る学校又は養成施設の認定の基準(設備に係るものに限る。)を満たすこととする。

(準用)

第148条 第81条の規定は、指定就労移行支援の事業について準用する。

第4節 運営に関する基準

(通勤のための訓練の実施)

第148条の2 指定就労移行支援事業者は、利用者が自ら通常の事業所に通勤することができるよう、通勤のための訓練を実施しなければならない。

(実習の実施)

第149条 指定就労移行支援事業者は、利用者が第153条において読み替えて準用する第53条第2項の就労移行支援計画に基づいて実習ができるよう、実習の受入先を確保しなければならない。

2 指定就労移行支援事業者は、前項の実習の受入先の確保に当たっては、公共職業安定所、障害者就業・生活支援センター(障害者の雇用の促進等に関する法律第27条第2項に規定する障害者就業・生活支援センターをいう。以下この章において同じ。)、特別支援学校等の関係機関と連携して、利用者の意向及び適性を踏まえて行うよう努めなければならない。

(求職活動の支援等の実施)

第150条 指定就労移行支援事業者は、公共職業安定所における求職の登録その他の利用者が行う求職活動を支援しなければならない。

2 指定就労移行支援事業者は、公共職業安定所、障害者就業・生活支援センター、特別支援学校等の関係機関と連携して、利用者の意向及び適性に応じた求人の開拓に努めなければならない。

(職場への定着のための支援の実施)

第151条 指定就労移行支援事業者は、利用者の職場への定着を促進するため、障害者就業・生活支援センター等の関係機関と連携して、利用者が当該職場に就職した日から6月以上、職業生活における相談等の支援を継続しなければならない。

(就職状況の報告)

第152条 指定就労移行支援事業者は、毎年、前年度における就職した利用者の数その他の就職に関する状況を、市長に報告しなければならない。

(準用)

第153条 第13条から第21条まで、第23条、第24条、第27条、第32条、第36条から第41条まで、第53条、第54条、第56条、第62条、第63条、第69条、第72条から第75条まで、第82条、第85条、第86条、第87条から第92条まで、

第126条、第127条及び第138条の規定は、指定就労移行支援の事業について準用する。この場合において、第24条第2項中「次条第1項」とあるのは「第153条において準用する第126条第1項」と、第27条第2項中「第25条第2項」とあるのは「第153条において準用する第126条第2項」と、第53条第2項中「療養介護計画」とあるのは「就労移行支援計画」と、第54条第2項及び第4項から第6項までの規定中「療養介護計画」とあるのは「就労移行支援計画」と、同条第7項中「療養介護計画」とあるのは「就労移行支援計画」と、「6月」とあるのは「3月」と、同条第9項中「療養介護計画」とあるのは「就労移行支援計画」と、第62条第1項中「療養介護計画」とあるのは「就労移行支援計画」と、第75条第2項第1号中「療養介護計画」とあるのは「就労移行支援計画」と、同項第2号中「第58条第1項」とあるのは「第153条において準用する第23条第1項」と、同項第3号中「第68条」とあるのは「第153条において準用する第89条」と、同項第4号中「第72条第3項」とあるのは「第153条において準用する第72条第3項」と、同項第5号及び第6号中「次条」とあるのは「第153条」と、第82条中「第92条」とあるのは「第153条において準用する第92条」と、第92条中「前条」とあるのは「第153条において準用する前条」と、第138条第1項中「支給決定障害者(指定宿泊型自立訓練を受ける者及び厚生労働大臣が定める者に限る。以下この項において同じ。)が」とあるのは「支給決定障害者(厚生労働大臣が定める者に限る。以下この項において同じ。)が」と、同条第2項中「支給決定障害者(指定宿泊型自立訓練を受ける者及び厚生労働大臣が定める者を除く。以下この項において同じ。)の」とあるのは「支給決定障害者(厚生労働大臣が定める者を除く。以下この項において同じ。)の」と読み替えるものとする。

第10章 就労継続支援A型

第1節 基本方針

(基本方針)

第154条 省令第6条の10第1号に規定する就労継続支援A型に係る指定障害福祉サービス(以下「指定就労継続支援A型」という。)の事業は、利用者が自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、専ら同号に規定する者を雇用して就労の機会を提供するとともに、就労に必要な知識及び能力の向上のための訓練その他の便宜の供与を適切かつ効果的に行うものでなければならない。

第2節 人員に関する基準

(従業者の配置の基準)

第155条 指定就労継続支援A型の事業を行う者（以下「指定就労継続支援A型事業者」という。）は、当該事業を行う事業所（以下「指定就労継続支援A型事業所」という。）ごとに、次に掲げる従業者を市規則で定める基準により置かなければならない。

(1) 職業指導員及び生活支援員

(2) サービス管理責任者

（準用）

第156条 第51条及び第79条の規定は、指定就労継続支援A型の事業について準用する。

第3節 設備に関する基準

（設備）

第157条 指定就労継続支援A型事業所は、訓練・作業室、相談室、洗面所、便所、多目的室その他運営上必要な設備を市規則で定める基準により設けなければならない。

2 前項に規定する訓練・作業室は、指定就労継続支援A型の提供に当たって支障がない場合は、設けないことができる。

3 第1項に規定する相談室、多目的室その他必要な設備については、利用者への支援に支障がない場合は、兼用とすることができる。

4 第1項に規定する設備は、専ら当該指定就労継続支援A型事業所の用に供するものでなければならない。ただし、利用者の支援に支障がない場合は、この限りでない。

第4節 運営に関する基準

（実施主体）

第158条 指定就労継続支援A型事業者が社会福祉法第22条に規定する社会福祉法人以外のものである場合は、当該指定就労継続支援A型事業者は専ら同法第2条に規定する社会福祉事業を行う者でなければならない。

2 指定就労継続支援A型事業者は、障害者の雇用の促進等に関する法律第44条第1項に規定する子会社以外のものでなければならない。

（雇用契約の締結等）

第159条 指定就労継続支援A型事業者は、指定就労継続支援A型の提供に当たっては、利用者と雇用契約を締結しなければならない。

2 前項の規定にかかわらず、指定就労継続支援A型事業者（多機能型により指定就労継続支援A型の事業と第167条に規定する指定就労継続支援B型の事業とを一体的に行う者を除く。）は、利用者のうち省令第6条の10第2号に規定する者に対して雇用契約を締

結せず指定就労継続支援A型を提供することができる。

(就労)

第160条 指定就労継続支援A型事業者は、就労の機会の提供に当たっては、地域の実情並びに製品及びサービスの需給状況等を考慮して行うよう努めなければならない。

2 指定就労継続支援A型事業者は、就労の機会の提供に当たっては、作業の能率の向上が図られるよう、利用者の障害の特性等を踏まえた工夫を行わなければならない。

3 指定就労継続支援A型事業者は、就労の機会の提供に当たっては、利用者の就労に必要な知識及び能力の向上に努めるとともに、その希望を踏まえたものとしなければならない。

(賃金及び工賃の支払等)

第161条 指定就労継続支援A型事業者は、利用者(第159条第2項の規定に基づき指定就労継続支援A型の提供を受けている者(以下この条において「雇用契約を締結していない利用者」という。))を除く。)が自立した日常生活又は社会生活を営むことを支援するため、賃金の水準を高めるよう努めなければならない。

2 指定就労継続支援A型事業者は、生産活動に係る事業の収入から生産活動に係る事業に必要な経費を控除した額に相当する金額が、利用者に支払う賃金の総額以上となるようにしなければならない。

3 指定就労継続支援A型事業者は、雇用契約を締結していない利用者に、生産活動に係る事業の収入から当該生産活動に係る事業に必要な経費を控除した額に相当する額を工賃として支払わなければならない。

4 前項の規定により雇用契約を締結していない利用者それぞれに対し支払われる1月当たりの工賃(同項に規定する工賃をいう。以下この条において同じ。)の平均額は、3,000円を下回ってはならない。

5 指定就労継続支援A型事業者は、雇用契約を締結していない利用者が自立した日常生活又は社会生活を営むことを支援するため、第3項の規定により支払われる工賃の水準を高めるよう努めなければならない。

6 賃金及び工賃の支払いに要する額は、原則として、自立支援給付をもって充ててはならない。ただし、災害その他やむを得ない場合は、この限りでない。

(実習の実施)

第162条 指定就労継続支援A型事業者は、利用者が第166条において読み替えて準用する第53条第2項の就労継続支援A型計画に基づいて実習ができるよう、実習の受入先の確保に努めなければならない。

2 指定就労継続支援A型事業者は、前項の実習の受入先の確保に当たっては、公共職業安定所、障害者就業・生活支援センター、特別支援学校等の関係機関と連携して、利用者の就労に対する意向及び適性を踏まえて行うよう努めなければならない。

(求職活動の支援等の実施)

第163条 指定就労継続支援A型事業者は、公共職業安定所における求職の登録その他の利用者が行う求職活動の支援に努めなければならない。

2 指定就労継続支援A型事業者は、公共職業安定所、障害者就業・生活支援センター、特別支援学校等の関係機関と連携して、利用者の就労に関する意向及び適性に応じた求人の開拓に努めなければならない。

(職場への定着のための支援等の実施)

第164条 指定就労継続支援A型事業者は、利用者の職場への定着を促進するため、障害者就業・生活支援センター等の関係機関と連携して、利用者が当該職場に就職した日から6月以上、職業生活における相談等の支援の継続に努めなければならない。

(利用者及び従業者以外の者の雇用)

第165条 指定就労継続支援A型事業者は、利用者及び従業者以外の者を指定就労継続支援A型の事業に従事するために雇用する場合は、市規則で定める基準を超えて雇用してはならない。

(運営規程)

第165条の2 指定就労継続支援A型事業者は、指定就労継続支援A型事業所ごとに、次の各号に掲げる事業の運営についての重要事項に関する運営規程を定めておかなければならない。

- (1) 事業の目的及び運営の方針
- (2) 従業者の職種、員数及び職務の内容
- (3) 営業日及び営業時間
- (4) 利用定員
- (5) 指定就労継続支援A型の内容（生産活動に係るものを除く。）並びに支給決定障害者から受領する費用の種類及びその額
- (6) 指定就労継続支援A型の内容（生産活動に係るものに限る。）、賃金及び第161条第3項に規定する工賃並びに利用者の労働時間及び作業時間
- (7) 通常の事業の実施地域
- (8) サービスの利用に当たっての留意事項

(9) 緊急時等における対応方法

(10) 非常災害対策

(11) 事業の主たる対象とする障害の種類を定めた場合には当該障害の種類

(12) 虐待の防止のための措置に関する事項

(13) 緊急やむを得ない場合に身体的拘束等を行う際の手続

(14) その他運営に関する重要事項

(準用)

第166条 第13条から第21条まで、第23条、第24条、第26条、第27条、第32条、第36条から第41条まで、第53条、第54条、第56条、第62条、第63条、第69条、第72条から第75条まで、第87条から第92条まで、第126条及び第127条の規定は、指定就労継続支援A型の事業について準用する。この場合において、第24条第2項中「次条第1項」とあるのは「第166条において準用する第126条第1項」と、第27条第2項中「第25条第2項」とあるのは「第166条において準用する第126条第2項」と、第53条第2項、第54条及び第62条第1項中「療養介護計画」とあるのは「就労継続支援A型計画」と、第75条第2項第1号中「療養介護計画」とあるのは「就労継続支援A型計画」と、同項第2号中「第58条第1項」とあるのは「第166条において準用する第23条第1項」と、同項第3号中「第68条」とあるのは「第166条において準用する第89条」と、同項第4号中「第72条第3項」とあるのは「第166条において準用する第72条第3項」と、同項第5号及び第6号中「次条」とあるのは「第166条」と、第92条中「前条」とあるのは「第166条において準用する前条」と読み替えるものとする。

第11章 就労継続支援B型

第1節 基本方針

(基本方針)

第167条 省令第6条の10第2号に規定する就労継続支援B型(以下「就労継続支援B型」という。)に係る指定障害福祉サービス(以下「指定就労継続支援B型」という。)の事業は、利用者が自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、省令第6条の10第2号に規定する者に対して就労の機会を提供するとともに、生産活動その他の活動の機会の提供を通じて、就労に必要な知識及び能力の向上のための訓練その他の便宜の供与を適切かつ効果的に行うものでなければならない。

第2節 人員に関する基準

(準用)

第168条 第51条、第79条及び第155条の規定は、指定就労継続支援B型の事業について準用する。

第3節 設備に関する基準

(準用)

第169条 第157条の規定は、指定就労継続支援B型の事業について準用する。

第4節 運営に関する基準

(工賃の支払等)

第170条 指定就労継続支援B型の事業を行う者(以下「指定就労継続支援B型事業者」という。)は、利用者に、生産活動に係る事業の収入から当該生産活動に係る事業に必要な経費を控除した額に相当する額を工賃として支払わなければならない。

2 前項の規定により利用者それぞれに対し支払われる1月当たりの工賃(同項に規定する工賃をいう。以下この条において同じ。)の平均額(第4項において「工賃の平均額」という。)は、3,000円を下回ってはならない。

3 指定就労継続支援B型事業者は、利用者が自立した日常生活又は社会生活を営むことを支援するため、工賃の水準を高めるよう努めなければならない。

4 指定就労継続支援B型事業者は、年度ごとに、目標とする工賃の水準を設定し、当該目標とする工賃の水準及び前年度に利用者に対し支払われた工賃の平均額を利用者に通知するとともに、東京都知事及び市長に報告しなければならない。

(準用)

第171条 第13条から第21条まで、第23条、第24条、第26条、第27条、第32条、第36条から第41条まで、第53条、第54条、第56条、第62条、第63条、第69条、第72条から第75条まで、第82条、第85条、第87条から第92条まで、第126条、第127条及び第162条から第164条までの規定は、指定就労継続支援B型の事業について準用する。この場合において、第24条第2項中「次条第1項」とあるのは「第171条において準用する第126条第1項」と、第27条第2項中「第25条第2項」とあるのは「第171条において準用する第126条第2項」と、第53条第2項、第54条及び第62条第1項中「療養介護計画」とあるのは「就労継続支援B型計画」と、第75条第2項第1号中「療養介護計画」とあるのは「就労継続支援B型計画」と、同項第2号中「第58条第1項」とあるのは「第171条において準用する第23条第1項」と、同項第3号中「第68条」とあるのは「第171条において準用する第89

条」と、同項第4号中「第72条第3項」とあるのは「第171条において準用する第72条第3項」と、同項第5号及び第6号中「次条」とあるのは「第171条」と、第82条中「第92条」とあるのは「第171条において準用する第92条」と、第92条中「前条」とあるのは「第171条において準用する前条」と、第162条第1項中「第166条」とあるのは「第171条」と、「就労継続支援A型計画」とあるのは「就労継続支援B型計画」と読み替えるものとする。

第5節 基準該当障害福祉サービスに関する基準

(実施主体等)

第172条 基準該当就労継続支援B型事業者は、社会福祉法第2条第2項第7号に規定する授産施設又は生活保護法(昭和25年法律第144号)第38条第1項第4号に規定する授産施設を経営するものでなければならない。

2 就労継続支援B型に係る基準該当障害福祉サービス(第206条に規定する特定基準該当就労継続支援B型を除く。以下「基準該当就労継続支援B型」という。)の事業を行う者(以下「基準該当就労継続支援B型事業者」という。)は、各基準該当就労継続支援B型の事業を行う事業所(以下「基準該当就労継続支援B型事業所」という。)において、八王子市保護施設等の設備及び運営の基準に関する条例(平成26年八王子市条例第32号。以下この条において「保護施設等基準条例」という。)第33条(保護施設等基準条例第45条において準用する場合を含む。)に規定する職員のうちから1人以上の者をサービス管理責任者としなければならない。

3 基準該当就労継続支援B型事業所は、保護施設等基準条例第32条(保護施設等基準条例第45条において準用する場合を含む。)に規定する設備を有しなければならない。

(運営規程)

第173条 基準該当就労継続支援B型事業者は、各基準該当就労継続支援B型事業所において、次に掲げる事業の運営についての重要事項に関する運営規程を定めなければならない。

- (1) 事業の目的及び運営の方針
- (2) 従業者の職種、員数及び職務の内容
- (3) 営業日及び営業時間
- (4) 基準該当就労継続支援B型の内容並びに支給決定障害者から受領する費用の種類及びその額
- (5) 基準該当就労継続支援B型の利用に当たっての留意事項

- (6) 緊急時等における対応方法
 - (7) 非常災害対策
 - (8) 事業の主たる対象とする障害の種類を定めた場合には当該障害の種類
 - (9) 虐待の防止のための措置に関する事項
 - (10) 緊急やむを得ない場合に身体的拘束等を行う際の手続
 - (11) その他事業の運営に関する重要事項
- (工賃の支払)

第174条 基準該当就労継続支援B型事業者は、利用者に、生産活動に係る事業の収入から当該生産活動に係る事業に必要な経費を控除した額に相当する額を工賃として支払わなければならない。

2 基準該当就労継続支援B型事業者は、利用者が自立した日常生活又は社会生活を営むことを支援するため、工賃(前項に規定する工賃をいう。)の水準を高めるよう努めなければならない。

(準用)

第175条 第13条から第16条まで、第18条から第21条まで、第23条、第24条、第27条(第1項を除く。)、第32条、第36条から第41条まで、第51条、第54条、第56条、第62条、第63条、第72条から第75条まで、第85条、第88条から第92条まで、第126条(第1項を除く。)、第127条、第162条から第164条まで及び第167条の規定は、基準該当就労継続支援B型の事業について準用する。この場合において、第24条第2項中「次条第1項」とあるのは「第175条において準用する第126条第2項」と、第27条第2項中「第25条第2項」とあるのは「第175条において準用する第126条第2項」と、第53条第2項、第54条第2項、第4項から第7項まで及び第9項並びに第62条第1項中「療養介護計画」とあるのは「基準該当就労継続支援B型計画」と、第75条第2項第1号中「療養介護計画」とあるのは「基準該当就労継続支援B型計画」と、同項第2号中「第58条第1項」とあるのは「第175条において準用する第23条第1項」と、同項第3号中「第68条」とあるのは「第175条において準用する第89条」と、同項第4号中「第72条第3項」とあるのは「第175条において準用する第72条第3項」と、同項第5号及び第6号中「次条」とあるのは「第175条」と、第92条中「前条」とあるのは「第175条において準用する前条」と、第162条第1項中「第166条」とあるのは「第175条」と、「就労継続支援A型計画」とあるのは「基準該当就労継続支援B型計画」と読み替えるものとする。

第12章 就労定着支援

第1節 基本方針

第175条の2 就労定着支援に係る指定障害福祉サービス(以下「指定就労定着支援」という。)の事業は、利用者が自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、就労に向けた支援として省令第6条の10の2に規定するものを受けて通常の事業所に新たに雇用された障害者に対して、省令第6条の10の3に規定する期間にわたり、当該通常の事業所での就労の継続を図るために必要な当該通常の事業所の事業主、障害福祉サービス事業者等、医療機関その他の者との連絡調整その他の支援を適切かつ効果的に行うものでなければならない。

第2節 人員に関する基準

(従業者の配置の基準)

第175条の3 指定就労定着支援の事業を行う者(以下「指定就労定着支援事業者」という。)は、当該事業を行う事業所(以下「指定就労定着支援事業所」という。)ごとに、次に掲げる従業者を市規則で定める基準により置かなければならない。

- (1) 就労定着支援員
- (2) サービス管理責任者

(準用)

第175条の4 第51条の規定は、指定就労定着支援の事業について準用する。

第3節 設備に関する基準

(設備及び備品等)

第175条の5 指定就労定着支援事業者は、事業を行うために必要な広さの区画を有するとともに、指定就労定着支援の提供に必要な設備及び備品等を備えなければならない。

第4節 運営に関する基準

(サービス管理責任者の責務)

第175条の6 サービス管理責任者は、第175条の12において準用する第54条に規定する業務のほか、次に掲げる業務を行うものとする。

- (1) 利用申込者の利用に際し、その者に係る指定障害福祉サービス事業者等に対する照会等により、その者の心身の状況、当該指定就労定着支援事業所以外における指定障害福祉サービス等の利用状況等を把握すること。
- (2) 利用者の心身の状況、その置かれている環境等に照らし、利用者が地域において自立した日常生活又は社会生活を継続して営むことができるよう必要な支援を行うこと。

(3) 他の従業者に対する技術指導及び助言を行うこと。

(実施主体)

第175条の7 指定就労定着支援事業者は、過去3年間において平均1人以上、通常の事業所に新たに障害者を雇用させている生活介護等に係る指定障害福祉サービス事業者でなければならない。

(職場への定着のための支援の実施)

第175条の8 指定就労定着支援事業者は、利用者の職場への定着及び就労の継続を図るため、新たに障害者を雇用した通常の事業所の事業主、指定障害福祉サービス事業者等、医療機関等との連絡調整及び連携を行うとともに、利用者やその家族等に対して、当該雇用に伴い生じる日常生活又は社会生活を営む上での各般の問題に関する相談、指導及び助言その他の必要な支援を提供しなければならない。

2 指定就労定着支援事業者は、利用者に対して前項の支援を提供するに当たっては、1月に1回以上、当該利用者との対面により行うとともに、1月に1回以上、当該利用者を雇用した通常の事業所の事業主を訪問することにより当該利用者の職場での状況を把握するよう努めなければならない。

(サービス利用中に離職する者への支援)

第175条の9 指定就労定着支援事業者は、指定就労定着支援の提供期間中に雇用された通常の事業所を離職する利用者であって、当該離職後も他の通常の事業所への就職等を希望するものに対し、指定特定相談支援事業者その他の関係者と連携し、他の指定障害福祉サービス事業者その他の関係者との連絡調整その他の便宜の提供を行わなければならない。

(運営規程)

第175条の10 指定就労定着支援事業者は、指定就労定着支援事業所ごとに、次に掲げる事業の運営についての重要事項に関する運営規程を定めておかななければならない。

- (1) 事業の目的及び運営の方針
- (2) 従業者の職種、員数及び職務の内容
- (3) 営業日及び営業時間
- (4) 指定就労定着支援の提供方法及び内容並びに支給決定障害者から受領する費用の種類及びその額
- (5) 通常の事業の実施地域
- (6) 事業の主たる対象とする障害の種類を定めた場合には当該障害の種類

(7) 虐待の防止のための措置に関する事項

(8) その他運営に関する重要事項

(記録の整備)

第175条の11 指定就労定着支援事業者は、従業者、設備、備品及び会計に関する諸記録を整備しておかなければならない。

2 指定就労定着支援事業者は、利用者に対する指定就労定着支援の提供に関する次に掲げる記録を整備し、当該指定就労定着支援を提供した日から5年間保存しなければならない。

(1) 次条において準用する第23条第1項に規定する提供した指定就労定着支援に係る必要な記録事項

(2) 次条において読み替えて準用する第53条第2項に規定する就労定着支援計画

(3) 次条において準用する第33条に規定する市町村への通知に係る記録

(4) 次条において準用する第39条第2項に規定する苦情の内容等の記録

(5) 次条において準用する第40条第1項に規定する事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録

(準用)

第175条の12 第12条から第27条まで、第33条から第41条まで、第53条、第54条第2項から第9項まで、第62条及び第63条の規定は、指定就労定着支援の事業について準用する。この場合において、第24条第2項中「次条第1項」とあるのは「第175条の12において準用する次条第1項」と、第27条第2項中「第25条第2項」とあるのは「第175条の12において準用する第25条第2項」と、第53条第2項並びに第54条第2項、第4項から第7項まで及び第9項中「療養介護計画」とあるのは「就労定着支援計画」と、第62条第1項中「療養介護計画」とあるのは「就労定着支援計画」と読み替えるものとする。

第13章 自立生活援助

第1節 基本方針

第175条の13 自立生活援助に係る指定障害福祉サービス(以下「指定自立生活援助」という。)の事業は、利用者が地域において自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、定期的な巡回又は随時の通報を受けて行う訪問、当該利用者からの相談対応等により、当該利用者の状況を把握し、必要な情報の提供及び助言その他の必要な支援が、保健、医療、福祉、就労支援、教育等の関係機関との密接な連携の下で、当該利用者の意向、適性、障害の特性その他の状況及びその置かれている環境に応じて、適切かつ効果的

に行われるものでなければならない。

第2節 人員に関する基準

(従業者の配置の基準)

第175条の14 指定自立生活援助の事業を行う者(以下「指定自立生活援助事業者」という。)は、当該事業を行う事業所(以下「指定自立生活援助事業所」という。)ごとに、次に掲げる従業者を市規則で定める基準により置かなければならない。

(1) 地域生活支援員

(2) サービス管理責任者

(準用)

第175条の15 第51条の規定は、指定自立生活援助の事業について準用する。

第3節 設備に関する基準

(準用)

第175条の16 第175条の5の規定は、指定自立生活援助の事業について準用する。

第4節 運営に関する基準

(実施主体)

第175条の17 指定自立生活援助事業者は、指定障害福祉サービス事業者(居宅介護、重度訪問介護、同行援護、行動援護、宿泊型自立訓練又は共同生活援助の事業を行う者に限る。)、指定障害者支援施設又は指定相談支援事業者(法第51条の22第1項に規定する指定相談支援事業者をいう。)でなければならない。

(定期的な訪問による支援)

第175条の18 指定自立生活援助事業者は、おおむね週に1回以上、利用者の居宅を訪問することにより、当該利用者の心身の状況、その置かれている環境及び日常生活全般の状況等の把握を行い、必要な情報の提供及び助言並びに相談、指定障害福祉サービス事業者等、医療機関等との連絡調整その他の障害者が地域における自立した日常生活又は社会生活を営むために必要な援助を行わなければならない。

(随時の通報による支援等)

第175条の19 指定自立生活援助事業者は、利用者からの通報があった場合には、速やかに当該利用者の居宅への訪問等による状況把握を行わなければならない。

2 指定自立生活援助事業者は、前項の状況把握を踏まえ、当該利用者の家族、当該利用者が利用する指定障害福祉サービス事業者等、医療機関その他の関係機関等との連絡調整その他の必要な措置を適切に講じなければならない。

3 指定自立生活援助事業者は、利用者の心身の状況及び障害の特性に応じ、適切な方法により、当該利用者との常時の連絡体制を確保しなければならない。

(準用)

第175条の20 第12条から第27条まで、第33条から第41条まで、第53条、第54条第2項から第9項まで、第62条、第63条、第175条の6、第175条の10及び第175条の11の規定は、指定自立生活援助の事業について準用する。この場合において、第24条第2項中「次条第1項」とあるのは「第175条の20において準用する次条第1項」と、第53条第2項並びに第54条第2項、第4項から第7項まで及び第9項中「療養介護計画」とあるのは「自立生活援助計画」と、同条第7項中「6月」とあるのは「3月」と読み替えるものとする。

第14章 共同生活援助

第1節 基本方針

(基本方針)

第176条 共同生活援助に係る指定障害福祉サービス(以下「指定共同生活援助」という。)の事業は、利用者が地域において共同して自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、当該利用者の心身の状況並びに置かれている環境に応じて、共同生活住居において相談、入浴、排せつ又は食事の介護その他の日常生活上の援助を適切かつ効果的に行うものでなければならない。

第2節 人員に関する基準

(従業者の配置の基準)

第177条 指定共同生活援助の事業を行う者(以下「指定共同生活援助事業者」という。)は、当該事業を行う事業所(以下「指定共同生活援助事業所」という。)ごとに、次に掲げる従業者を市規則で定める基準により置かなければならない。

- (1) 世話人
- (2) 生活支援員
- (3) サービス管理責任者

(管理者)

第178条 指定共同生活援助事業者は、各指定共同生活援助事業所において指定共同生活援助事業所を管理する者(以下この条において「管理者」という。)を置かなければならない。

2 管理者は、専ら当該指定共同生活援助事業所の管理に係る職務に従事する常勤の者でな

なければならない。ただし、当該指定共同生活援助事業所の管理上支障がない場合は、当該指定共同生活援助事業所の他の職務に従事し、又は他の事業所、施設等の職務に従事することができる。

- 3 管理者は、適切な指定共同生活援助を提供するために必要な知識及び経験を有する者でなければならない。

第3節 設備に関する基準

(設備)

第179条 指定共同生活援助に係る共同生活住居は、住宅地又は住宅地と同程度に利用者の家族及び地域住民との交流の機会が確保される地域にあって、かつ、入所により日中及び夜間を通してサービスを提供する施設又は病院の敷地外に設けなければならない。

- 2 指定共同生活援助事業所は、1以上の共同生活住居(サテライト型住居(当該サテライト型住居を設置しようとする者により設置される当該サテライト型住居以外の共同生活住居であって、当該サテライト型住居に入居する者に対する支援を行うもの(以下「本体住居」という。))と密接な連携を確保しつつ、本体住居とは別の場所で運営される共同生活住居をいう。以下同じ。)を除く。以下この項及び第4項から第6項までにおいて同じ。)を有するものとし、当該共同生活住居及びサテライト型住居の入居定員の合計は市規則で定める基準を満たさなければならない。
- 3 共同生活住居の配置、構造及び設備は、利用者の特性に応じて工夫されたものでなければならない。
- 4 共同生活住居ごとの入居定員は、市規則で定める基準を満たさなければならない。
- 5 前項の規定にかかわらず、既存の建物を共同生活住居とした共同生活住居を改築する場合であって、市長が特に必要があると認めるときの入居定員は、市規則で定める数とすることができる。
- 6 共同生活住居は、1以上のユニット(居室及び居室に近接して設けられる利用者が相互に交流を図るための設備により一体的に構成される場所をいう。以下同じ。)を有するほか、日常生活を営む上で必要な設備を設けなければならない。
- 7 ユニットごとの入居定員は、市規則で定める基準を満たさなければならない。
- 8 ユニットには、居室及び当該居室に近接して、利用者が相互に交流を図るための設備を設けなければならない。
- 9 前項の居室は、市規則で定める基準を満たさなければならない。
- 10 サテライト型住居の居室は、市規則で定める基準を満たさなければならない。

1 1 サテライト型住居には、日常生活を営む上で必要な設備を設けなければならない。

第4節 運営に関する基準

(サービス管理責任者の責務等)

第180条 サービス管理責任者は、第192条において準用する第54条第2項から第8項までに規定する業務のほか、次に掲げる業務を行わなければならない。

- (1) 利用者の申込みの際し、利用申込者に係る指定障害福祉サービス事業者等に対する照会等により、当該利用申込者の心身の状況、当該指定共同生活援助事業所以外における指定障害福祉サービス等の利用状況その他必要な事項を把握すること。
- (2) 利用者の心身の状況、置かれている環境等に照らし、当該利用者が自立した日常生活を営むことができるよう定期的に検討するとともに、自立した日常生活を営むことができると認められる利用者に対し、必要な支援を行うこと。
- (3) 利用者が自立した社会生活を営むことができるよう指定生活介護事業所等との連絡調整を行うこと。
- (4) 他の従業者に対する技術指導及び助言を行うこと。

(運営規程)

第181条 指定共同生活援助事業者は、各指定共同生活援助事業所において、次に掲げる事業の運営についての重要事項に関する運営規程を定めなければならない。

- (1) 事業の目的及び運営の方針
- (2) 従業者の職種、員数及び職務の内容
- (3) 入居定員
- (4) 指定共同生活援助の内容並びに支給決定障害者から受領する費用の種類及びその額
- (5) 入居に当たっての留意事項
- (6) 緊急時等における対応方法
- (7) 非常災害対策
- (8) 事業の主たる対象とする障害の種類を定めた場合には当該障害の種類
- (9) 虐待の防止のための措置に関する事項
- (10) 緊急やむを得ない場合に身体的拘束等を行う際の手続
- (11) その他事業の運営に関する重要事項

(勤務体制の確保等)

第182条 指定共同生活援助事業者は、利用者に対し、適切な指定共同生活援助を提供す

ることができるよう、各指定共同生活援助事業所において、当該指定共同生活援助事業所の従業者の勤務体制を定めなければならない。

- 2 前項の従業者の勤務体制を定めるに当たっては、利用者が安心して日常生活を送ることができるよう、継続性を重視した指定共同生活援助の提供に配慮しなければならない。
- 3 指定共同生活援助事業者は、各指定共同生活援助事業所において、当該指定共同生活援助事業所の従業者によって指定共同生活援助を提供しなければならない。ただし、当該指定共同生活援助事業者が指定共同生活援助の管理及び指揮命令を確実に行うことができる場合は、この限りでない。
- 4 前項ただし書の規定により指定共同生活援助を提供する場合にあつては、指定共同生活援助事業者は、当該指定共同生活援助の業務の実施状況について定期的に確認し、その結果等を記録しなければならない。
- 5 指定共同生活援助事業者は、従業者の資質向上のため、外部研修その他の適切な研修の機会を確保しなければならない。

(支援体制の確保)

第 1 8 3 条 指定共同生活援助事業者は、利用者の心身の状況に応じた必要な支援を行うことができるよう、他の障害福祉サービス事業を行う者その他の関係機関との連携その他の適切な支援の体制を確保しなければならない。

(入退居)

第 1 8 4 条 指定共同生活援助は、共同生活住居への入居を必要とする利用者(入院治療を要する者を除く。)に提供するものとする。

- 2 指定共同生活援助事業者は、入居の申込みに際しては、当該利用申込者の心身の状況、生活歴、病歴等の把握に努めなければならない。
- 3 指定共同生活援助事業者は、利用者の退居に際しては、当該利用者の希望を踏まえた上で、退居後の生活環境及び援助の継続性に配慮し、適切な援助を行うとともに、保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めなければならない。

(入退居の記録の記載等)

第 1 8 5 条 指定共同生活援助事業者は、支給決定障害者の入居又は退居に際しては、当該指定共同生活援助事業者の名称、当該入居又は退居の年月日その他の必要な事項(次項において「受給者証記載事項」という。)を、当該支給決定障害者の受給者証に記載しなければならない。

- 2 指定共同生活援助事業者は、受給者証記載事項その他の必要な事項を市町村に遅滞なく

報告しなければならない。

(利用者負担額等の受領)

第186条 指定共同生活援助事業者は、法定代理受領を行う指定共同生活援助を提供した際は、支給決定障害者から当該指定共同生活援助に係る利用者負担額の支払を受けるものとする。

2 指定共同生活援助事業者は、法定代理受領を行わない指定共同生活援助を提供した際は、支給決定障害者から当該指定共同生活援助に係る指定障害福祉サービス等費用基準額の支払を受けるものとする。

3 指定共同生活援助事業者は、前2項に定める場合において支給決定障害者から支払を受ける額のほか、当該指定共同生活援助において提供される便宜に要する費用の額のうち、市規則で定める費用の額の支払を支給決定障害者から受けることができる。

4 指定共同生活援助事業者は、前3項に規定する額の支払を受けた場合は、当該額に係る領収証を当該額を支払った支給決定障害者に対し交付しなければならない。

5 指定共同生活援助事業者は、第3項に規定する費用の額に係るサービスの提供に当たっては、あらかじめ、支給決定障害者に対し、当該サービスの内容及び費用について説明を行い、当該支給決定障害者の同意を得なければならない。

(指定共同生活援助の取扱方針)

第187条 指定共同生活援助事業者は、第192条において読み替えて準用する第53条第2項に規定する共同生活援助計画(次項において「共同生活援助計画」という。)に基づき、利用者が地域において日常生活を営むことができるよう、当該利用者の心身の状況及び置かれている環境に応じて、当該利用者の支援を適切に行うとともに、指定共同生活援助の提供が画一的なものとならないよう配慮しなければならない。

2 指定共同生活援助事業者は、入居前の体験的な利用を希望する者に対して指定共同生活援助の提供を行う場合には、共同生活援助計画に基づき、当該利用者が、指定共同生活援助の継続的な利用に円滑に移行することができるよう配慮するとともに、継続して入居している他の利用者の処遇に支障がないようにしなければならない。

3 指定共同生活援助事業所の従業者は、指定共同生活援助の提供に当たっては、利用者又はその家族に対し、支援上必要な事項について、説明しなければならない。

4 指定共同生活援助事業者は、提供する指定共同生活援助の質の評価を行い、常に改善を図らなければならない。

(介護及び家事等)

第188条 介護は、利用者の自立の支援及び日常生活の充実に資するよう、利用者の心身の状況に応じ、必要な技術をもって行われなければならない。

2 調理、洗濯その他の家事等は、原則として利用者及び指定共同生活援助事業所の従業者が共同で行うよう努めなければならない。

3 指定共同生活援助事業者は、利用者に対し、当該利用者の負担により、当該指定共同生活援助事業所の従業者以外の者による介護及び家事等(指定共同生活援助として提供される介護又は家事等を除く。)の援助を受けさせてはならない。

(社会生活上の便宜の供与等)

第189条 指定共同生活援助事業者は、利用者について、指定生活介護事業所等との連絡調整、余暇活動の支援等に努めなければならない。

2 指定共同生活援助事業者は、利用者が日常生活を営む上で必要な行政機関に対して当該利用者が行うべき手続等について、当該利用者又はその家族が行うことが困難である場合は、当該利用者の同意を得て、代わって行わなければならない。

3 指定共同生活援助事業者は、常に利用者の家族との連携を図るとともに、利用者とその家族との交流等の機会の確保に努めなければならない。

(定員の遵守)

第190条 指定共同生活援助事業者は、共同生活住居及びユニットごとの入居定員並びに居室の定員(第179条第9項及び第10項に規定する市規則で定める基準として定められる居室の定員をいう。)を超えて入居させてはならない。ただし、災害、虐待その他のやむを得ない事情がある場合は、この限りでない。

(協力医療機関等)

第191条 指定共同生活援助事業者は、利用者の病状の急変等に備えるため、あらかじめ、協力医療機関(当該指定共同生活援助事業者との間で、利用者が医療を必要とした際の連携協力が合意されている医療機関をいう。)を定めなければならない。

2 指定共同生活援助事業者は、あらかじめ、協力歯科医療機関(当該指定共同生活援助事業者との間で、利用者が歯科治療を必要とした際の連携協力が合意されている歯科医療機関をいう。)を定めなければならない。

(準用)

第192条 第13条、第15条、第16条、第18条から第21条まで、第24条、第27条、第32条、第36条から第41条まで、第53条、第54条第2項から第9項まで、第58条、第63条、第72条から第75条まで、第89条、第90条、第92条及び第

138条の規定は、指定共同生活援助の事業について準用する。この場合において、第24条第2項中「次条第1項」とあるのは「第186条第1項」と、第27条第2項中「第25条第2項」とあるのは「第186条第2項」と、第53条第2項並びに第54条第2項、第4項から第7項まで及び第9項中「療養介護計画」とあるのは「共同生活援助計画」と、第75条第2項第1号中「療養介護計画」とあるのは「共同生活援助計画」と、同項第2号中「第58条第1項」とあるのは「第192条において準用する第58条第1項」と、同項第3号中「第68条」とあるのは「第192条において準用する第89条」と、同項第4号中「第72条第3項」とあるのは「第192条において準用する第72条第3項」と、同項第5号及び第6号中「次条」とあるのは「第192条」と、第92条中「前条の協力医療機関」とあるのは「第191条第1項の協力医療機関及び同条第2項の協力歯科医療機関」と、第138条第1項中「支給決定障害者（指定宿泊型自立訓練を受ける者及び厚生労働大臣が定める者に限る。以下この項において同じ。）が」とあるのは「支給決定障害者（入居前の体験的な指定共同生活援助を受けている者を除く。以下この項において同じ。）が」と、同条第2項中「支給決定障害者（指定宿泊型自立訓練を受ける者及び厚生労働大臣が定める者を除く。以下この項において同じ。）の」とあるのは「支給決定障害者（入居前の体験的な指定共同生活援助を受けている者に限る。以下この項において同じ。）の」と読み替えるものとする。

第5節 日中サービス支援型指定共同生活援助

第1款 趣旨及び基本方針

（趣旨）

第192条の2 第1節から前節までの規定にかかわらず、日中サービス支援型指定共同生活援助（指定共同生活援助であって、当該指定共同生活援助に係る指定共同生活援助事業所の従業者により、常時介護を要する者に対して、常時の支援体制を確保した上で行われる入浴、排せつ、食事の介護その他の日常生活上の援助をいう。以下同じ。）の事業を行う者（以下「日中サービス支援型指定共同生活援助事業者」という。）の基本方針並びに人員、設備及び運営に関する基準については、この節に定めるところによる。

（基本方針）

第192条の3 日中サービス支援型指定共同生活援助の事業は、常時の支援体制を確保することにより、利用者が地域において、家庭的な環境及び地域住民との交流の下で自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、当該利用者の身体及び精神の状況並びにその置かれている環境に応じて共同生活住居において相談、入浴、排せつ又は食事の介

護その他の日常生活上の援助を適切かつ効果的に行うものでなければならない。

第2款 人員に関する基準

(従業者の配置の基準)

第192条の4 日中サービス支援型指定共同生活援助事業者は、当該事業を行う事業所(以下「日中サービス支援型指定共同生活援助事業所」という。)ごとに、次に掲げる従業者を市規則で定める基準により置かなければならない。

- (1) 世話人
- (2) 生活支援員
- (3) サービス管理責任者

(準用)

第192条の5 第178条の規定は、日中サービス支援型指定共同生活援助の事業について準用する。

第3款 設備に関する基準

(設備)

第192条の6 日中サービス支援型指定共同生活援助に係る共同生活住居は、住宅地又は住宅地と同程度に利用者の家族及び地域住民との交流の機会が確保される地域にあって、かつ、入所により日中及び夜間を通してサービスを提供する施設又は病院の敷地外に設けなければならない。

- 2 日中サービス支援型指定共同生活援助事業所は、1以上の共同生活住居を有するものとし、当該共同生活住居の入居定員の合計は市規則で定める基準を満たさなければならない。
- 3 共同生活住居の配置、構造及び設備は、利用者の特性に応じて工夫されたものでなければならない。
- 4 共同生活住居ごとの入居定員は、市規則で定める基準を満たさなければならない。
- 5 前項の規定にかかわらず、既存の建物を共同生活住居とした共同生活住居を改築する場合であって、市長が特に必要があると認めるときの入居定員は、市規則で定める数とすることができる。
- 6 共同生活住居は、1以上のユニットを有するほか、日常生活を営む上で必要な設備を設けなければならない。
- 7 ユニットごとの入居定員は、市規則で定める基準を満たさなければならない。
- 8 ユニットには、居室及び居室に近接して、利用者が相互に交流を図るための設備を設けなければならない。

9 前項の居室は、市規則で定める基準を満たさなければならない。

第4款 運営に関する基準

(実施主体)

第192条の7 日中サービス支援型指定共同生活援助事業者は、当該日中サービス支援型指定共同生活援助と同時に第97条に規定する指定短期入所(第98条第1項に規定する併設事業所又は同条第3項に規定する単独型事業所に係るものに限る。)を行うものとする。

(介護及び家事等)

第192条の8 介護は、利用者の自立の支援及び日常生活の充実に資するよう、利用者の心身の状況に応じ、必要な技術をもって行わなければならない。

2 調理、洗濯その他の家事等は、原則として利用者及び日中サービス支援型指定共同生活援助事業所の従業者が共同で行うように努めなければならない。

3 日中サービス支援型指定共同生活援助事業者は、常時1人以上の従業者を介護又は家事等に従事させなければならない。

4 日中サービス支援型指定共同生活援助事業者は、利用者に対して、当該利用者の負担により、当該日中サービス支援型指定共同生活援助事業所の従業者以外の者による介護又は家事等(日中サービス支援型指定共同生活援助として提供される介護又は家事等を除く。)の援助を受けさせてはならない。

(社会生活上の便宜の供与等)

第192条の9 日中サービス支援型指定共同生活援助事業者は、利用者の身体及び精神の状況又はその置かれている環境等に応じて、利用者の意向に基づき、社会生活上必要な支援を適切に行わなければならない。

2 日中サービス支援型指定共同生活援助事業者は、利用者について、特定相談支援事業を行う者又は他の障害福祉サービスの事業を行う者等との連絡調整に努めなければならない。

3 日中サービス支援型指定共同生活援助事業者は、利用者が日常生活を営む上で必要な行政機関に対する手続等について、当該利用者又はその家族が行うことが困難である場合は、当該利用者の同意を得て、代わって行わなければならない。

4 日中サービス支援型指定共同生活援助事業者は、常に利用者の家族との連携を図るとともに、利用者とその家族との交流等の機会の確保に努めなければならない。

(協議の場の設置等)

第192条の10 日中サービス支援型指定共同生活援助事業者は、日中サービス支援型指定共同生活援助の提供に当たっては、法第89条の3第1項に規定する協議会その他都道府県知事がこれに準ずるものとして特に認めるもの（以下「協議会等」という。）に対して定期的に日中サービス支援型指定共同生活援助の事業の実施状況等を報告し、協議会等による評価を受けるとともに、協議会等から必要な要望、助言等を聴く機会を設けなければならない。

2 日中サービス支援型指定共同生活援助事業者は、前項の報告、評価、要望、助言等についての記録を整備しなければならない。

（準用）

第192条の11 第13条、第15条、第16条、第18条から第21条まで、第24条、第27条、第32条、第36条から第41条まで、第53条、第54条第2項から第9項まで、第58条、第63条、第72条から第75条まで、第89条、第90条、第92条、第138条、第180条から第187条まで、第190条及び第191条の規定は、日中サービス支援型指定共同生活援助の事業について準用する。この場合において、第24条第2項中「次条第1項」とあるのは「第192条の11において準用する第186条第1項」と、第27条第2項中「第25条第2項」とあるのは「第192条の11において準用する第186条第2項」と、第53条第2項並びに第54条第2項、第4項から第7項まで及び第9項中「療養介護計画」とあるのは「日中サービス支援型共同生活援助計画」と、第75条第2項第1号中「療養介護計画」とあるのは「日中サービス支援型共同生活援助計画」と、同項第2号中「第58条第1項」とあるのは「第192条の11において準用する第58条第1項」と、同項第3号中「第68条」とあるのは「第192条の11において準用する第89条」と、同項第4号中「第72条第3項」とあるのは「第192条の11において準用する第72条第3項」と、同項第5号及び第6号中「次条」とあるのは「第192条の11」と、第92条中「前条の協力医療機関」とあるのは「第192条の11において準用する第191条第1項の協力医療機関及び同条第2項の協力歯科医療機関」と、第138条第1項中「支給決定障害者（指定宿泊型自立訓練を受ける者及び厚生労働大臣が定める者に限る。以下この項において同じ。）」とあるのは「支給決定障害者（入居前の体験的な日中サービス支援型指定共同生活援助を受けている者を除く。以下この項において同じ。）」と、同条第2項中「支給決定障害者（指定宿泊型自立訓練を受ける者及び厚生労働大臣が定める者を除く。以下この項において同じ。）」とあるのは「支給決定障害者（入居前の体験的な日中サービス支援型指定共同生活援助を受けてい

る者に限る。以下この項において同じ。) 」と読み替えるものとする。

第6節 外部サービス利用型指定共同生活援助

第1款 趣旨及び基本方針

(趣旨)

第193条 第1節から第4節までの規定にかかわらず、外部サービス利用型指定共同生活援助(指定共同生活援助であって、当該指定共同生活援助に係る指定共同生活援助事業所の従業者により行われる外部サービス利用型共同生活援助計画(第203条において読み替えて準用する第53条第2項に規定する外部サービス利用型共同生活援助計画をいう。以下同じ。) の作成、相談その他の日常生活上の援助(第195条において「基本サービス」という。) 及び当該指定共同生活援助に係る指定共同生活援助事業者が委託する指定居宅介護事業者(以下「受託居宅介護サービス事業者」という。) により、当該外部サービス利用型共同生活援助計画に基づき行われる入浴、排せつ、食事の介護その他の日常生活上の援助(以下「受託居宅介護サービス」という。) をいう。以下同じ。) の事業を行うものの基本方針並びに人員、設備及び運営に関する基準については、この節に定めるところによる。

(基本方針)

第194条 外部サービス利用型指定共同生活援助の事業は、外部サービス利用型共同生活援助計画に基づき、受託居宅介護サービス事業者による受託居宅介護サービスを適切かつ円滑に提供することにより、利用者が地域において共同して自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、当該利用者の心身の状況及び置かれている環境に応じて、共同生活住居において相談、入浴、排せつ又は食事の介護その他の日常生活上の援助を適切かつ効果的に行うものでなければならない。

第2款 人員に関する基準

(従業者の配置の基準)

第195条 外部サービス利用型指定共同生活援助の事業を行う者(以下「外部サービス利用型指定共同生活援助事業者」という。) は、当該事業を行う事業所(以下「外部サービス利用型指定共同生活援助事業所」という。) ごとに、次に掲げる基本サービスを提供する従業者を市規則で定める基準により置かなければならない。

(1) 世話人

(2) サービス管理責任者

(準用)

第196条 第178条の規定は、外部サービス利用型指定共同生活援助の事業について準用する。

第3款 設備に関する基準

(準用)

第197条 第179条の規定は、外部サービス利用型指定共同生活援助の事業について準用する。

第4款 運営に関する基準

(運営規程)

第198条 外部サービス利用型指定共同生活援助事業者は、各外部サービス利用型指定共同生活援助事業所において、次に掲げる事業の運営についての重要事項に関する運営規程を定めなければならない。

- (1) 事業の目的及び運営の方針
 - (2) 従業者の職種、員数及び職務の内容
 - (3) 入居定員
 - (4) 外部サービス利用型指定共同生活援助の内容並びに支給決定障害者から受領する費用の種類及びその額
 - (5) 受託居宅介護サービス事業者及び受託居宅介護サービス事業者が受託居宅介護サービスの事業を行う事業所(以下「受託居宅介護サービス事業所」という。)の名称及び所在地
 - (6) 入居に当たっての留意事項
 - (7) 緊急時等における対応方法
 - (8) 非常災害対策
 - (9) 事業の主たる対象とする障害の種類を定めた場合には当該障害の種類
 - (10) 虐待の防止のための措置に関する事項
 - (11) 緊急やむを得ない場合に身体的拘束等を行う際の手続
 - (12) その他事業の運営に関する重要事項
- (勤務体制の確保等)

第199条 外部サービス利用型指定共同生活援助事業者は、利用者に対し、適切な外部サービス利用型指定共同生活援助を提供することができるよう、各外部サービス利用型指定共同生活援助事業所において、当該外部サービス利用型指定共同生活援助事業所の従業者の勤務体制を定めなければならない。

- 2 前項の従業者の勤務体制を定めるに当たっては、利用者が安心して日常生活を送ることができるよう、継続性を重視した外部サービス利用型指定共同生活援助の提供に配慮しなければならない。
- 3 外部サービス利用型指定共同生活援助事業者は、各外部サービス利用型指定共同生活援助事業所において、当該外部サービス利用型指定共同生活援助事業所又は受託居宅介護サービス事業所の従業者によって外部サービス利用型指定共同生活援助を提供しなければならない。
- 4 外部サービス利用型指定共同生活援助事業者は、従業者の資質向上のため、外部研修その他の適切な研修の機会を確保しなければならない。

(受託居宅介護サービスの提供)

第200条 外部サービス利用型指定共同生活援助事業者は、外部サービス利用型共同生活援助計画に基づき、受託居宅介護サービス事業者により、適切かつ円滑に受託居宅介護サービスが提供されるよう、必要な措置を講じなければならない。

- 2 外部サービス利用型指定共同生活援助事業者は、受託居宅介護サービス事業者が受託居宅介護サービスを提供した場合は、提供した日時、時間、具体的なサービスの内容等を文書により報告させなければならない。

(受託居宅介護サービス事業者への委託)

第201条 外部サービス利用型指定共同生活援助事業者は、外部サービス利用型指定共同生活援助の事業の開始に当たっては、あらかじめ、指定居宅介護事業者と、外部サービス利用型指定共同生活援助の提供に関する業務を委託する契約を締結するものとする。

- 2 受託居宅介護サービス事業者は、指定居宅介護事業者でなければならない。
- 3 受託居宅介護サービス事業者が提供する受託居宅介護サービスの種類は、指定居宅介護とする。
- 4 外部サービス利用型指定共同生活援助事業者が、第1項の契約を締結するときは、各受託居宅介護サービス事業所において、文書により行わなければならない。
- 5 外部サービス利用型指定共同生活援助事業者は、受託居宅介護サービス事業者に、外部サービス利用型指定共同生活援助の業務について必要な管理及び指揮命令を行うものとする。
- 6 外部サービス利用型指定共同生活援助事業者は、受託居宅介護サービスに係る業務の実施状況について定期的に確認し、その結果等を記録しなければならない。

(内容及び手続の説明及び同意)

第202条 外部サービス利用型指定共同生活援助事業者は、支給決定障害者等が外部サービス利用型指定共同生活援助の利用の申込みを行ったときは、当該利用申込者に係る障害の特性に応じた適切な配慮をするとともに、当該利用申込者に対し、運営規程の概要、従業員の勤務体制、外部サービス利用型指定共同生活援助事業者と受託居宅介護サービス事業者の業務の分担の内容、受託居宅介護サービス事業者及び受託居宅介護サービス事業所の名称その他の利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項を記した文書を交付して説明を行い、当該外部サービス利用型指定共同生活援助の提供の開始について当該利用申込者の同意を文書により得なければならない。

2 外部サービス利用型指定共同生活援助事業者は、社会福祉法第77条の規定に基づき書面の交付等を行う場合は、利用者の障害の特性に応じた適切な配慮をしなければならない。
(準用)

第203条 第15条、第16条、第18条から第21条まで、第24条、第27条、第32条、第36条から第41条まで、第53条、第54条第2項から第9項まで、第58条、第63条、第72条から第75条まで、第89条、第90条、第92条、第138条、第180条及び第183条から第191条までの規定は、外部サービス利用型指定共同生活援助の事業について準用する。この場合において、第24条第2項中「次条第1項」とあるのは「第203条において準用する第186条第1項」と、第27条第2項中「第25条第2項」とあるのは「第203条において準用する第186条第2項」と、第53条第2項並びに第54条第2項、第4項から第7項まで及び第9項中「療養介護計画」とあるのは「外部サービス利用型共同生活援助計画」と、第75条第2項第1号中「療養介護計画」とあるのは「外部サービス利用型共同生活援助計画」と、同項第2号中「第58条第1項」とあるのは「第203条において準用する第58条第1項」と、同項第3号中「第68条」とあるのは「第203条において準用する第89条」と、同項第4号中「第72条第3項」とあるのは「第203条において準用する第72条第3項」と、同項第5号及び第6号中「次条」とあるのは「第203条」と、第92条中「前条の協力医療機関」とあるのは「第203条において準用する第191条第1項の協力医療機関及び同条第2項の協力歯科医療機関」と、第138条第1項中「支給決定障害者(指定宿泊型自立訓練を受ける者及び厚生労働大臣が定める者に限る。以下この項において同じ。)が」とあるのは「支給決定障害者(入居前の体験的な外部サービス利用型指定共同生活援助を受けている者を除く。以下この項において同じ。)が」と、同条第2項中「支給決定障害者(指定宿泊型自立訓練を受ける者及び厚生労働大臣が定める者を除く。以下この項において同

じ。)の」とあるのは「支給決定障害者(入居前の体験的な外部サービス利用型指定共同生活援助を受けている者に限る。以下この項において同じ。)の」と、第188条第3項中「当該指定共同生活援助事業所の従業者」とあるのは「当該外部サービス利用型指定共同生活援助事業所及び受託居宅介護サービス事業所の従業者」と読み替えるものとする。

第15章 多機能型に関する特例

(従業者の配置の基準等の特例)

第204条 多機能型の指定生活介護事業所、指定自立訓練(機能訓練)事業所、指定自立訓練(生活訓練)事業所、指定就労移行支援事業所、指定就労継続支援A型事業所及び指定就労継続支援B型事業所(指定就労継続支援B型事業者が指定就労継続支援B型の事業を行う事業所をいう。)並びに指定児童発達支援事業所(指定通所支援基準第5条第1項に規定する指定児童発達支援事業所をいう。)、指定医療型児童発達支援事業所(指定通所支援基準第56条第1項に規定する指定医療型児童発達支援事業所をいう。)及び指定放課後等デイサービス事業所(指定通所支援基準第66条第1項に規定する指定放課後等デイサービス事業所をいう。)(以下この条及び次条においてこれらを「多機能型事業所」という。)は、多機能型事業所の事業ごとの利用定員の合計が市規則で定める数に満たない場合は、当該多機能型事業所の事業ごとの従業者を市規則で定める基準により置くことができる。

2 多機能型事業所(指定児童発達支援事業所、指定医療型児童発達支援事業所又は指定放課後等デイサービス事業所を多機能型として行うものを除く。以下この項において同じ。)は、当該多機能型事業所のうち厚生労働大臣が定めるものを一の事業所とし、当該一の事業所のサービス管理責任者を市規則で定める基準により置くことができる。

(設備の特例)

第205条 多機能型事業所は、サービスの提供に支障を来さないよう配慮しつつ、当該多機能型事業所において、その設備をそれぞれ兼用することができる。

第16章 離島その他の地域における基準該当障害福祉サービスに関する基準

(離島その他の地域における基準該当障害福祉サービスに関する基準)

第206条 離島その他の地域であって厚生労働大臣が定めるもののうち、将来にわたり利用者の確保の見込みがないものとして市長が認めるものであって、かつ、障害福祉サービスが提供されていないこと等により障害福祉サービスを利用することが困難なものにおける生活介護に係る基準該当障害福祉サービス(以下この章において「特定基準該当生活介護」という。)、自立訓練(機能訓練)に係る基準該当障害福祉サービス(以下この章

において「特定基準該当自立訓練（機能訓練）」という。）、自立訓練（生活訓練）（省令第25条第6号に規定する宿泊型自立訓練を除く。）に係る基準該当障害福祉サービス（以下この章において「特定基準該当自立訓練（生活訓練）」という。）又は就労継続支援B型に係る基準該当障害福祉サービス（以下この章において「特定基準該当就労継続支援B型」という。）（以下これらを「特定基準該当障害福祉サービス」という。）の事業のうち2以上の事業を一体的に行う事業者（以下「特定基準該当障害福祉サービス事業者」という。）が当該特定基準該当障害福祉サービスの事業に関して満たすべき基準は、次条から第210条までに定めるところによる。

（従業者の配置の基準）

第207条 特定基準該当障害福祉サービス事業者は、特定基準該当障害福祉サービスを行う事業所（以下この章において「特定基準該当障害福祉サービス事業所」という。）ごとに、次に掲げる従業者を市規則で定める基準により置かなければならない。ただし、第3号の理学療法士又は作業療法士を確保することが困難な特定基準該当障害福祉サービス事業所（特定基準該当自立訓練（機能訓練）を提供する事業所を除く。）は、日常生活を営むのに必要な機能の減退を防止するための訓練を行う能力を有する看護師その他の者を機能訓練指導員として置くことをもって、第3号の理学療法士又は作業療法士に代えることができる。

- (1) 医師
- (2) 看護職員
- (3) 理学療法士又は作業療法士
- (4) 生活支援員
- (5) 職業指導員
- (6) サービス管理責任者

（管理者）

第208条 特定基準該当障害福祉サービス事業者は、各特定基準該当障害福祉サービス事業所において特定基準該当障害福祉サービス事業所を管理する者（以下この条において「管理者」という。）を置かなければならない。

2 管理者は、専ら当該特定基準該当障害福祉サービス事業所の管理に係る職務に従事する者でなければならない。ただし、当該特定基準該当障害福祉サービス事業所の管理上支障がない場合は、当該特定基準該当障害福祉サービス事業所の他の職務に従事することができる。

(利用定員)

第209条 特定基準該当障害福祉サービス事業所の利用定員は、市規則で定める基準を満たさなければならない。

(準用)

第210条 第13条から第16条まで、第18条から第21条まで、第23条、第24条、第27条第2項、第32条、第36条から第41条まで、第53条、第54条、第56条、第62条、第69条、第72条から第75条まで、第81条、第82条(第10号を除く。)及び第92条の規定は、特定基準該当障害福祉サービスの事業について準用する。この場合において、第19条中「介護給付費」とあるのは「特例介護給付費又は特例訓練等給付費」と、第24条第2項中「次条第1項から第3項まで」とあるのは「第210条第2項において準用する第83条第2項及び第3項、第210条第3項及び第5項において準用する第126条第2項及び第3項並びに第210条第4項において準用する第137条第2項及び第3項」と、第27条第2項中「第25条第2項」とあるのは「第210条第2項において準用する第83条第2項、第210条第3項及び第5項において準用する第126条第2項並びに第210条第4項において準用する第137条第2項」と、第36条第3項中「指定居宅介護事業者等」とあるのは「障害福祉サービス事業者等」と、第41条中「各指定居宅介護事業所において経理を区分するとともに、指定居宅介護の事業の会計とその他の事業の会計とを」とあるのは「提供する特定基準該当障害福祉サービスの事業ごとに、会計を」と、第53条第2項中「療養介護計画」とあるのは「特定基準該当障害福祉サービス計画」と、第54条第2項及び第4項から第6項までの規定中「療養介護計画」とあるのは「特定基準該当障害福祉サービス計画」と、同条第7項中「療養介護計画」とあるのは「特定基準該当障害福祉サービス計画」と、「6月」とあるのは「6月(特定基準該当障害福祉サービス計画のうち特定基準該当自立訓練(機能訓練)に係る計画又は特定基準該当自立訓練(生活訓練)に係る計画にあっては、3月)」と、同条第9項中「療養介護計画」とあるのは「特定基準該当障害福祉サービス計画」と、第62条第1項中「療養介護計画」とあるのは「特定基準該当障害福祉サービス計画」と、第75条第2項第1号中「療養介護計画」とあるのは「特定基準該当障害福祉サービス計画」と、同項第2号中「第58条第1項」とあるのは「第210条第1項において準用する第23条第1項」と、同項第3号中「第68条」とあるのは「第210条第2項から第5項までにおいて準用する第89条」と、同項第4号中「第72条第3項」とあるのは「第210条第1項において準用する第72条第3項」と、同項第5号及び第6号中「次条」とある

のは「第210条第1項」と、第92条中「前条」とあるのは「第210条第2項から第5項までにおいて準用する前条」と読み替えるものとする。

2 第63条、第77条、第83条(第1項を除く。)、第84条(第4項を除く。)及び第85条から第91条までの規定は、特定基準該当障害福祉サービス事業者(特定基準該当生活介護の事業を行う者に限る。)について準用する。この場合において、第77条中「生活介護に係る指定障害福祉サービス(以下「指定生活介護」という。)」とあるのは「特定基準該当生活介護」と、第83条中「指定生活介護」とあるのは「特定基準該当生活介護」と、第84条第5項及び第87条第4項中「指定生活介護事業所」とあるのは「特定基準該当障害福祉サービス事業所(特定基準該当生活介護に係るものに限る。)」と、第89条第2号中「介護給付費又は特例介護給付費」とあるのは「特例介護給付費」と、第90条第2項中「指定生活介護事業所」とあるのは「特定基準該当障害福祉サービス事業所」と読み替えるものとする。

3 第63条、第87条から第91条まで、第122条、第126条(第1項を除く。)、第127条(第3項を除く。)及び第128条第2項の規定は、特定基準該当障害福祉サービス事業者(特定基準該当自立訓練(機能訓練)の事業を行う者に限る。)について準用する。この場合において、第87条第4項中「指定生活介護事業所」とあるのは「特定基準該当障害福祉サービス事業所(特定基準該当自立訓練(機能訓練)に係るものに限る。)」と、第89条第2号中「介護給付費又は特例介護給付費」とあるのは「特例訓練等給付費」と、第90条第2項中「指定生活介護事業所」とあるのは「特定基準該当障害福祉サービス事業所(特定基準該当自立訓練(機能訓練)に係るものに限る。)」と、第122条中「自立訓練(機能訓練)(省令第6条の6第1号に規定する自立訓練(機能訓練)をいう。以下同じ。)に係る指定障害福祉サービス(以下「指定自立訓練(機能訓練)」という。)」とあるのは「特定基準該当自立訓練(機能訓練)」と、第126条中「指定自立訓練(機能訓練)」とあるのは「特定基準該当自立訓練(機能訓練)」と、第127条第4項中「指定自立訓練(機能訓練)事業所」とあるのは「特定基準該当障害福祉サービス事業所(特定基準該当自立訓練(機能訓練)に係るものに限る。)」と読み替えるものとする。

4 第63条、第87条から第91条まで、第127条(第3項を除く。)、第128条第2項、第132条及び第137条(第1項及び第4項を除く。)の規定は、特定基準該当障害福祉サービス事業者(特定基準該当自立訓練(生活訓練)の事業を行う者に限る。)について準用する。この場合において、第87条第4項中「指定生活介護事業所」とある

のは「特定基準該当障害福祉サービス事業所（特定基準該当自立訓練（生活訓練）に係るものに限る。）」と、第89条第2号中「介護給付費又は特例介護給付費」とあるのは「特例訓練等給付費」と、第90条第2項中「指定生活介護事業所」とあるのは「特定基準該当障害福祉サービス事業所（特定基準該当自立訓練（生活訓練）に係るものに限る。）」と、第127条第4項中「指定自立訓練（機能訓練）事業所」とあるのは「特定基準該当障害福祉サービス事業所（特定基準該当自立訓練（生活訓練）に係るものに限る。）」と、第132条中「自立訓練（生活訓練）（省令第6条の6第2号に規定する自立訓練（生活訓練）をいう。以下同じ。）に係る指定障害福祉サービス（以下「指定自立訓練（生活訓練）」という。）」とあるのは「特定基準該当自立訓練（生活訓練）」と、第137条中「指定自立訓練（生活訓練）」とあるのは「特定基準該当自立訓練（生活訓練）」と読み替えるものとする。

- 5 第63条、第85条、第87条から第91条まで、第126条（第1項を除く。）、第127条（第3項を除く。）、第162条から第164条まで、第167条及び第170条の規定は、特定基準該当障害福祉サービス事業者（特定基準該当就労継続支援B型の事業を行う者に限る。）について準用する。この場合において、第87条第4項中「指定生活介護事業所」とあるのは「特定基準該当障害福祉サービス事業所（特定基準該当就労継続支援B型に係るものに限る。）」と、第89条第2号中「介護給付費又は特例介護給付費」とあるのは「特例訓練等給付費」と、第90条第2項中「指定生活介護事業所」とあるのは「特定基準該当障害福祉サービス事業所（特定基準該当就労継続支援B型に係るものに限る。）」と、第126条中「指定自立訓練（機能訓練）」とあるのは「特定基準該当就労継続支援B型」と、第127条第4項中「指定自立訓練（機能訓練）事業所」とあるのは「特定基準該当障害福祉サービス事業所（特定基準該当就労継続支援B型に係るものに限る。）」と、第162条第1項中「第166条」とあるのは「第210条第1項」と、「就労継続支援A型計画」とあるのは「特定基準該当障害福祉サービス計画」と、第167条中「省令第6条の10第2号に規定する就労継続支援B型（以下「就労継続支援B型」という。）に係る指定障害福祉サービス（以下「指定就労継続支援B型」という。）」とあるのは「特定基準該当就労継続支援B型」と読み替えるものとする。

第17章 雑則

（委任）

- 第211条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行について必要な事項は、市規則で定める。

附 則

(施行期日)

第 1 条 この条例は、平成 2 7 年 4 月 1 日から施行する。

(身体障害者更生施設等に関する経過措置)

第 2 条 地域社会における共生の実現に向けて新たな障害保健福祉施策を講ずるための関係法律の整備に関する法律(平成 2 4 年法律第 5 1 号)第 1 条の規定による改正前の障害者自立支援法(平成 1 7 年法律第 1 2 3 号。以下この条において「旧障害者自立支援法」という。)附則第 4 1 条第 1 項の規定によりなお従前の例により運営をすることができることとされた旧障害者自立支援法附則第 3 5 条の規定による改正前の身体障害者福祉法(昭和 2 4 年法律第 2 8 3 号。以下「旧身体障害者福祉法」という。)第 2 9 条に規定する身体障害者更生施設のうち旧身体障害者福祉法第 1 7 条の 1 0 第 1 項の指定を受けていたもの、旧身体障害者福祉法第 3 0 条に規定する身体障害者療護施設のうち旧身体障害者福祉法第 1 7 条の 1 0 第 1 項の指定を受けていたもの若しくは旧身体障害者福祉法第 3 1 条に規定する身体障害者授産施設(以下「身体障害者授産施設」という。)のうち旧身体障害者福祉法第 1 7 条の 1 0 第 1 項の指定を受けているもの(以下「指定特定身体障害者授産施設」という。)、旧障害者自立支援法附則第 4 6 条の規定による改正前の精神保健及び精神障害者福祉に関する法律(昭和 2 5 年法律第 1 2 3 号。以下「旧精神保健福祉法」という。)第 5 0 条の 2 第 1 項第 3 号に規定する精神障害者福祉ホーム又は旧障害者自立支援法附則第 5 8 条第 1 項の規定によりなお従前の例により運営をすることができることとされた旧障害者自立支援法附則第 5 2 条の規定による改正前の知的障害者福祉法(昭和 3 5 年法律第 3 7 号。以下「旧知的障害者福祉法」という。)第 2 1 条の 6 に規定する知的障害者更生施設のうち旧知的障害者福祉法第 1 5 条の 1 1 第 1 項の指定を受けていたもの(以下「指定知的障害者更生施設」という。)若しくは旧知的障害者福祉法第 2 1 条の 7 に規定する知的障害者授産施設(以下「知的障害者授産施設」という。)のうち旧知的障害者福祉法第 1 5 条の 1 1 第 1 項の指定を受けていたもの(以下「指定特定知的障害者授産施設」という。)の建物として平成 1 8 年 1 0 月 1 日前から存していたもの(同日において基本的な設備が完成していたものを含み、同日後に増築され、改築される等により建物の構造を変更したものを除く。)において、指定療養介護の事業、指定生活介護の事業、指定自立訓練(機能訓練)の事業、指定自立訓練(生活訓練)の事業、指定就労移行支援の事業、指定就労継続支援 A 型の事業又は指定就労継続支援 B 型の事業を行う場合は、当分の間、第 5 2 条第 1 項、第 8 1 条第 1 項(第 1 2 5 条及び第 1 4 8 条

において準用する場合を含む。)、第135条第1項又は第157条第1項(第169条において準用する場合を含む。)に規定する多目的室を設けないことができる。

(従たる事業所に関する経過措置)

第3条 指定特定身体障害者授産施設又は指定知的障害者更生施設若しくは指定特定知的障害者授産施設が、指定生活介護の事業、指定自立訓練(機能訓練)の事業、指定自立訓練(生活訓練)の事業、指定就労移行支援の事業、指定就労継続支援A型の事業又は指定就労継続支援B型の事業を行う場合において、この条例の施行の際、現に存する分場(障害者自立支援法の一部の施行に伴う厚生労働省関係省令の整備等に関する省令(平成18年厚生労働省令第169号。以下「整備省令」という。))第1条第2号の規定による廃止前の指定身体障害者更生施設等の設備及び運営に関する基準(平成14年厚生労働省令第79号)第51条第1項並びに整備省令第1条第3号の規定による廃止前の指定知的障害者更生施設等の設備及び運営に関する基準(平成14年厚生労働省令第81号)第6条第1項及び第47条第1項に規定する分場をいう。)の建物として平成18年10月1日前から存していたもの(同日において基本的な設備が完成していたものを含み、同日後に増築され、改築される等により建物の構造を変更したものを除く。)を指定生活介護事業所、指定自立訓練(機能訓練)事業所、指定自立訓練(生活訓練)事業所、指定就労移行支援事業所(認定指定就労移行支援事業所を除く。)、指定就労継続支援A型事業所又は指定就労継続支援B型事業所と一体的に管理運営を行う事業所(以下この条において「従たる事業所」という。)として設置する場合については、第79条第2項(第124条、第134条、第146条、第156条及び第168条において準用する場合を含む。)の規定は、当分の間適用しない。この場合において、当該従たる事業所に置かれる従業者(サービス管理責任者を除く。)のうち1人以上は、専ら当該従たる事業所の職務に従事するものでなければならない。

(指定共同生活援助の事業を行う事業所の設備に関する経過措置)

第4条 指定共同生活援助事業者及び外部サービス利用型指定共同生活援助事業者は、この条例の施行の際、現に存する指定共同生活援助事業所において、指定共同生活援助の事業等を行う場合は、当該指定共同生活援助事業所の共同生活住居の建物として平成18年10月1日前から存していたもの(同日において基本的な設備が完成していたものを含み、同日後に増築され、改築される等により建物の構造を変更したものを除く。)が満たすべき設備に関する基準については、第179条第7項から第10項まで(これらの規定を第197条において準用する場合を含む。)の規定にかかわらず、障害者自立支援法に基づ

く指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準(平成18年厚生労働省令第171号)による改正前の障害者自立支援法に基づく指定障害福祉サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準等に関する省令(平成18年厚生労働省令第58号)第109条第2項及び第3項に定める基準によることができる。

(指定共同生活援助事業所又は日中サービス支援型指定共同生活援助事業所において個人単位で居宅介護等を利用する場合の経過措置)

第5条 指定共同生活援助事業所又は日中サービス支援型指定共同生活援助事業所の利用者のうち、重度訪問介護、同行援護又は行動援護に係る支給決定を受けることができるものであって、障害支援区分に係る市町村審査会による審査及び判定の基準等に関する省令(平成26年厚生労働省令第5号)第1条第5号に規定する区分4(次項において「区分4」という。)、同条第6号に規定する区分5(次項において「区分5」という。)又は同条第7号に規定する区分6(次項において「区分6」という。)に該当するものが、当該指定共同生活援助事業所又は日中サービス支援型指定共同生活援助事業所の共同生活住居内において、当該指定共同生活援助事業所又は日中サービス支援型指定共同生活援助事業所の従業者以外の者による居宅介護又は重度訪問介護の利用を希望する場合は、平成33年3月31日までの間、第188条第3項及び第192条の8第4項の規定を適用しない。

2 指定共同生活援助事業所又は日中サービス支援型指定共同生活援助事業所の利用者のうち、区分4、区分5又は区分6に該当するものが、当該指定共同生活援助事業所又は日中サービス支援型指定共同生活援助事業所の共同生活住居内において、当該指定共同生活援助事業所又は日中サービス支援型指定共同生活援助事業所の従業者以外の者による居宅介護(身体介護に係るものに限る。以下この項において同じ。)の利用を希望し、次に掲げる要件がいずれも満たされる場合は、平成33年3月31日までの間、当該利用者について第188条第3項及び第192条の8第4項の規定を適用しない。

- (1) 当該利用者の個別支援計画に居宅介護の利用が含まれていること。
- (2) 当該利用者が居宅介護を利用することについて、市町村が必要と認めること。

附 則(平成27年3月27日条例第17号)

この条例は、平成27年4月1日から施行する。

附 則(平成28年3月7日条例第13号)

この条例は、平成28年4月1日から施行する。

附 則(平成29年3月28日条例第10号)

この条例は、平成29年4月1日から施行する。

附 則（平成30年3月27日条例第15号）

この条例は、平成30年4月1日から施行する。